

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成30年3月26日

【事業年度】 第15期(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

【会社名】 株式会社N・フィールド

【英訳名】 N・FIELD Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 又吉 弘章

【本店の所在の場所】 大阪市北区堂島浜一丁目4番4号アクア堂島東館

【電話番号】 06-6343-0600(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役管理本部長 久保 明

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区堂島浜一丁目4番4号アクア堂島東館

【電話番号】 06-6343-0600(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役管理本部長 久保 明

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月		平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月	平成29年12月
売上高	(千円)	1,887,743	3,023,800	4,351,594	6,089,989	8,024,732
経常利益	(千円)	178,084	443,855	486,543	488,893	561,188
当期純利益	(千円)	189,568	231,326	264,329	250,717	315,608
持分法を適用した 場合の投資利益	(千円)	-	-	-	-	-
資本金	(千円)	537,735	729,500	729,500	731,950	731,950
発行済株式総数	(株)	1,279,500	13,175,000	13,175,000	13,210,000	13,210,000
純資産額	(千円)	828,628	1,445,563	1,709,892	1,697,989	1,954,161
総資産額	(千円)	1,109,926	2,200,017	2,484,018	2,778,782	2,976,754
1株当たり純資産額	(円)	64.76	109.56	129.63	130.65	150.32
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	- (-)	- (-)	5.00 (-)	5.00 (-)	5.00 (-)
1株当たり当期純利益金額	(円)	19.33	17.86	20.06	19.26	24.29
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額	(円)	18.63	17.68	20.00	19.25	24.28
自己資本比率	(%)	74.7	65.6	68.8	61.1	65.6
自己資本利益率	(%)	44.2	20.4	16.8	14.7	17.3
株価収益率	(倍)	50.3	95.5	64.2	70.5	63.2
配当性向	(%)	-	-	24.9	26.0	20.6
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	118,534	217,209	270,656	230,675	255,957
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	13,604	695,588	73,971	104,240	570,202
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	60,777	629,569	156,546	194,366	411,337
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	228,358	379,549	419,688	351,755	766,577
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕	(名)	215 〔28〕	323 〔36〕	478 〔51〕	818 〔35〕	1,103 〔19〕

- (注) 1 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
- 4 従業員数は就業人員であり、従業員数欄の[外書]は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

2 【沿革】

年月	概要
平成15年2月	介護保険法に基づく居宅サービス、居宅介護支援、介護予防サービス及びそれらに付随する業務を事業目的とした、株式会社N・フィールド（資本金1,000万円）を大阪市中央区に設立。
平成15年3月	本社（大阪市中央区）に「訪問看護ステーション デューン」を開設。
平成18年10月	本社及び「訪問看護ステーション デューン」を大阪市中央区から同市内城東区へ移転。
平成19年7月	訪問介護における拠点として本社に「ヘルパーステーション デューン」を開設。 在宅支援における拠点として本社に「ケアプランセンター ゆくる」を開設。
平成20年6月	自立支援を促す目的のために、住宅販売・賃貸部門を本社に不動産事業部として新設。
平成22年8月	北海道・東北地方における拠点として「訪問看護ステーション デューン札幌」を札幌市中央区に開設。
平成22年10月	九州地方における拠点として「訪問看護ステーション デューン福岡」を福岡市博多区に開設。 関東地方における拠点として「訪問看護ステーション デューン東京」を東京都杉並区に開設。
平成22年12月	不動産事業の住宅販売部門から撤退。（注）
平成23年1月	精神疾患を持つ方の退院を促進し、社会で生活するための支援の目的で住居を提供する医療連携推進部（（現）住宅支援部）を新設し、本社に設置。
平成23年7月	中部地方における拠点として「訪問看護ステーション デューン名古屋」を名古屋市千種区に開設。
平成23年8月	「訪問看護ステーション デューン札幌」を札幌市中央区から同市白石区に移転。
平成23年10月	中国地方における拠点として「訪問看護ステーション デューン広島」を広島市中区に開設。
平成23年12月	本社を大阪市城東区から同市内北区に移転。
平成24年8月	「ケアプランセンター ゆくる」を閉鎖。
平成25年8月	東京証券取引所マザーズに上場。
平成26年9月	賃貸事業強化を目的として、「医療連携推進部」を「住宅支援部」と「地域医療連携部」に再編。
平成26年12月	北海道支店、東京支店、大阪支店、福岡支店を設置。
平成27年4月	東京証券取引所第一部へ市場変更。
平成27年12月	介護事業（「ヘルパーステーション デューン」）を廃止。
平成28年7月	東京支店を東京都杉並区から同都内新宿区に移転。
平成29年4月	訪問看護ステーション「デューン沖縄」開設をもって全47都道府県開設達成。

（注）平成22年12月に、不動産事業部門（住宅販売）を廃止し、賃貸部門については、平成23年1月に新設した医療連携推進部（（現）住宅支援部）が引き継いでおります。

3 【事業の内容】

当社は、介護保険制度及び医療保険制度に基づき、高齢者や精神疾患（注1）を持つ方が住み慣れた地域や家庭で「安全・安心・快適」な生活を送ることができるよう住環境のサポートや在宅療養の支援を行う「居宅サービス」を事業として取り組んでおります。「居宅サービス」では、精神疾患を持つ方に対する、訪問看護（注2）を主とし、賃貸事業（住宅支援）の居宅事業を運営しております。なお、当社は単一セグメントであるため、上記事業種別での記載を行っております。

（注1）精神疾患・・・外因性或いは内因性のストレス等による脳（脳細胞或いは「心」）の機能的・器質的な障害をいう。精神の変調が髄膜炎等の身体疾患によって引き起こされる場合もある。

（注2）訪問看護・・・国家資格免許を持った看護師若しくは都道府県知事資格免許を持った准看護師及び保健師等が、保健師助産師看護師法に基づき医師（主治医）の指示により疾病又は負傷を持った人の自宅を訪問し、在宅で療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。医療行為を行う点で、訪問介護とは異なる。

1 当社の事業内容

訪問看護

訪問看護とは、精神疾患等の疾病を抱えながら生活している方で本人が希望し、主治医が訪問看護を必要と認め、主治医から指示書が処方された人に対して、国家資格若しくは都道府県知事資格免許をもった看護師・准看護師及び保健師等が在宅で療養上の世話または必要な診療の補助を行なう行為であり、いかにその人らしい生活、人生を送れるかということをサポートしていくものであります。当社は、サポートを行うことにより、訪問看護料を得ております。訪問看護料は、国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金より支払われる診療報酬及び利用者からの自己負担金で構成されております。

訪問看護料（診療報酬及び自己負担金）が支払われる（売上入金）までの流れは、下記のとおりとなります。

項目	内容
医療機関、（市町村等）行政機関より訪問看護サービスの相談・依頼	医療機関、（市町村等）行政機関より訪問看護の依頼を受け、症状にあったサービスの検討を行う。
訪問看護指示書の交付	主治医発行の訪問看護指示書が当社事業所に交付される。
訪問看護サービスの提供	当社と利用者との契約締結後の流れ a 日常生活や対人関係の維持、生活技能の獲得・拡大の援助 b 家族関係の調整の援助 c 身体及び精神症状の悪化を防ぐための援助 d 医療機関・行政機関等との連携 e 社会資源（ヘルパー等の人的サービス、デイケア等の施設サービス）の活用の援助 f 対象者の自尊心、問題解決能力、自信、自己肯定を高めるサポート
医療機関等への情報提供	当社事業所より毎月末に、1ヶ月間の利用者の病状、生活状況などを記載した訪問看護計画書・訪問看護報告書を、医療機関・主治医に送付する。
（市町村等）行政機関への情報提供書の送付	当社事業所より毎月末に、1ヶ月間の利用者の病状、生活状況などを記載した情報提供書を（市町村等）行政機関に送付する。
診療報酬請求（レセプト）業務	毎月10日までに、前月分の診療報酬請求（レセプト）業務を行い、国民健康保険団体連合会もしくは社会保険診療報酬支払基金に診療報酬の請求を行う。
診療報酬の支払い	診療報酬請求（レセプト）の審査が行われ、翌月下旬に国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金より前月分の診療報酬が支払われる。
自己負担金の支払い	毎月10日以降に利用者より前月分の自己負担金が支払われる。

賃貸事業（住宅支援）

当社の賃貸事業は、精神疾患を持つ方が地域で安全に、安心して暮らすことができることを目的として、自立するための住居の紹介を行うとともに、当社の訪問看護と連携し、地域で快適に生活できるよう支援するサービスを行っております。一般の賃貸会社が行っている賃貸仲介業とは違い、当社が入居者に対する住居検索を行い、借主となって物件オーナーと賃貸借契約を結び、その上で入居者に対して当社が貸主となって賃貸借契約を結ぶサブリース形式となっており、入居後も当社が相談窓口となって病院やクリニック等の医療機関と連携し、安心して住める物件を提供しております。

営業所として以下の拠点を設けております。

営業所名	開設年月
住宅支援部 大阪	平成23年1月
住宅支援部 福岡	平成24年6月
住宅支援部 東京	平成24年12月
住宅支援部 岡山	平成27年1月
住宅支援部 札幌	平成28年1月
住宅支援部 仙台	平成28年8月
住宅支援部 沖縄	平成29年6月

2 当社が展開する「訪問看護ステーション デューン」について

訪問看護ステーションについて

当社の訪問看護においては、精神疾患を持つ方に対して、退院後若しくは在宅療養中の利用者の精神症状を観察・評価しつつ、通院や服薬確認・指導を行って治療を継続し、時には医師や医療機関の精神保健福祉士、行政機関の保健師等と連携し、病状が安定するような医療的な関わりを持っております。それとともに、食事や掃除、洗濯、金銭管理、買い物などといった日常生活の状況を観察・評価し、病状によりそれらが困難となった生活能力を補うような援助を行い、日常生活における家族間をはじめとした人間関係の調整を図るなどのサポートを行うことで、利用者が普通の日常生活を営めるよう、訪問看護ステーション（注3）（当社ブランド名「訪問看護ステーション デューン」）の事業所及び営業所（出張所含む）（注4）を設け、平成29年12月31日現在、145事業所及び32営業所（出張所含む）の運営を行っております。

（注3）訪問看護ステーション・・・訪問看護を行う事業所であり、事業を行うためには訪問看護を行う事業所毎に、介護保険法に基づく訪問看護の場合は都道府県知事の指定を、健康保険法（医療保険等）に基づく訪問看護の場合は地方厚生（支）局長の指定を受ける必要があります。精神疾患を持つ方に対する訪問看護は、精神科を標榜する医療機関及び「訪問看護ステーション」から提供されます。精神科を標榜する医療機関のうち、精神科病院においては、昭和57年に老人保健の施設として「老人訪問介護ステーション」という名称で創始されましたが、平成4年から医療保険の指定訪問看護の一環として精神疾患患者への指定訪問看護を実施するようになりました。全国訪問看護事業協会の調査で、平成29年4月1日時点の事業所及び営業所の数（実稼働数）は9,735拠点となっております。

（注4）営業所（出張所含む）・・・本体の訪問看護ステーションと同一都道府県にあり、利用者宅が散在していたり、交通が不便で多くの時間を費やし、効果的な訪問看護ができない地域において、本体の事業所の一体的運営のもとに営業所（出張所含む）の設置が認められています。本体の事業所と営業所（出張所含む）を含めて常勤換算で2.5人以上の員数が必要となります。一般的に「サテライト」と称します。

当社の「訪問看護ステーション デューン」の特徴

a. 精神疾患を持つ方に対する訪問看護を行う専門力

当社は、精神疾患を持つ方を対象とした訪問看護を行っております。訪問看護は、国家資格若しくは都道府県知事資格免許をもった看護師・准看護師が訪問看護を行っております。利用いただく方に対して、専門知識と現場経験による高い専門性に基づいたサポート及びサービスを提供しております。

b. 広範囲に展開していることによる対応力

47都道府県において精神科に特化した訪問看護の事業会社として、事業所及び営業所（出張所含む）を広範囲に展開しており、それら各地において培った知識やネットワークを組織として共有することで、利用者の様々な要望や悩みに臨機応変に対応しております。

また、培ったノウハウを社内の人材育成に活かし、さらにきめ細かく対応できるように取り組んでおります。

c. 地域に根ざした連携力

在宅医療において、訪問看護を利用いただく方を地域で支えていくためには、地域の住民をはじめとした支援施設・団体を知り、それぞれの専門性を活かし連携を密に行うことが必要であります。病院等特定の系列に属さない独立型の当社は、より広域かつ柔軟な連携ができ、地域の方の支援を最大限に活用したサービスを提供しております。その他、当社の特徴といたしましては後述（下記 h.）のとおりとなっております。

d. 精神疾患を持つ方に対し、特定の看護師が、専属的に訪問看護を行うのではなく、複数の看護師がシフト制にて訪問看護を実施しております。利用者の病状の共有化を行う事により臨機応変に対応でき、また精神疾患を持つ方が、地域社会において今まで以上に自立した生活ができるようなアドバイスをすることで自立心育成の訓練にも繋がっております。

e. 当社は、訪問看護計画書、訪問看護報告書、情報提供書の提出を郵送で行うだけでなく、状態のよくない精神疾患を持つ方が通院している医療機関や居住地域の行政機関を直接訪問し、訪問看護報告書及び情報提供書の説明をすることで精神疾患を持つ方の状況を詳細に報告・共有し、各方面からの最適なサポート体制が構築できるよう努めております。

f. 医療保護入院（注5）、措置入院（注6）等で入院することになった人や、平成17年より施行された医療観察法（注7）対象者も、当社では医療観察法指定医療機関申請を行った上で訪問いたします。また、病状が重いために、どのように接したらいいのか対応が分からず受け入れを躊躇されるような精神疾患を持つ方でも、当社には精神科に特化していることによる様々な症状の対応実績や、対応できるノウハウがあるため、依頼を受けることができます。

（注5）医療保護入院・・・指定医の診察した結果、精神障害者であると診断され、入院の必要があると認められた者で保護者の同意がある場合に、精神科病院の管理者が患者本人の同意がなくても精神科病院に入院させることができる制度。

（注6）措置入院・・・・・・・・2人以上の指定医が診察した結果、その者が精神障害者であり、かつ入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあることに一致した場合に、都道府県知事が国もしくは都道府県立の精神科病院又は指定病院に入院させることができる制度。

（注7）医療観察法・・・・・・・・心神喪失又は心神耗弱の状態（精神障害のために善悪の区別がつかないなど、刑事責任を問えない状態）で、重大な他害行為（殺人等）を行った人に対して、適切な医療を提供し、社会復帰を促進することを目的とした制度。

g. 事業所から遠方の地域に居住している当社を利用する精神疾患を持つ方への交通費は、本来請求することができません。しかしながら当社では、症状により就労が困難である方の割合が高いこともあり、全ての利用者の方に対して交通費を請求しておりません。

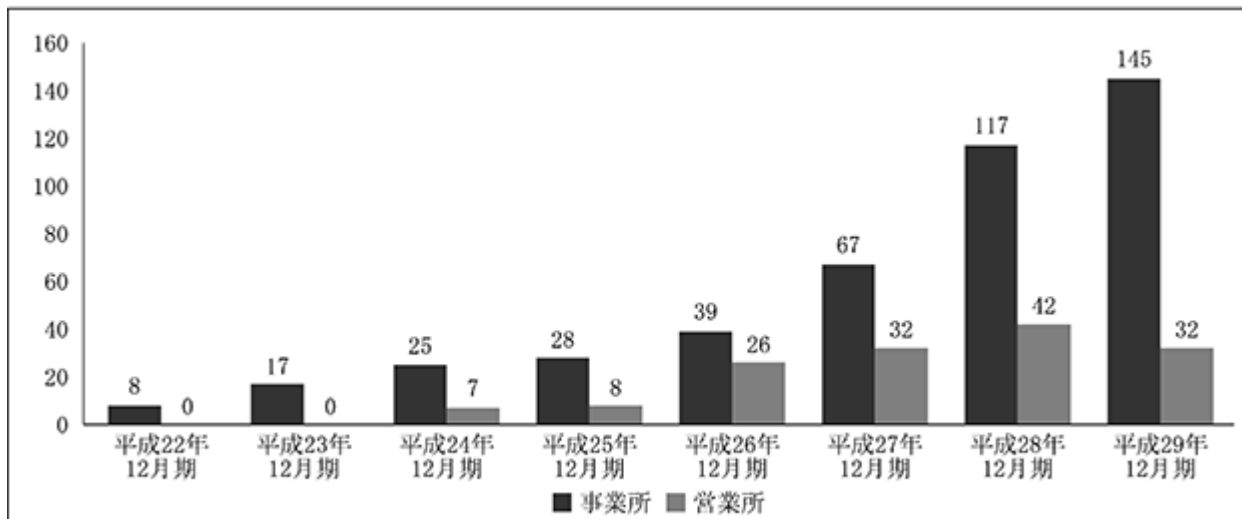
h. 当社では、主たる事業所と一体的に運営する営業所（出張所含む）を活用し、広域にわたるネットワークを張り巡らし、迅速に、精神疾患を持つ方へ対応できる体制を整えております。営業所（出張所含む）を設けることで、情報交換の中継基地として看護師同士がコミュニケーションをとって情報を共有し、より緻密な訪問看護を行っております。

i. 開設・展開に係る方針といたしましては、厚生労働省が調査した、地域保健医療基礎統計を中心にニーズのある地域で、精神障がい総患者数の総数の上位の都道府県は開設することを前提としております。エリア別・ターゲット別（国勢調査データ）のデータ集積を行い、以下のような具体的な条件を参考に事業所等の開設候補地域の選定を行っております。

a. 都道府県-指定都市-中核市別にみた保険指標総覧、病院数、および看護師就業人数

b. 精神障害者数、精神科医療機関数、病床数、精神科入院期間比較、および措置入院数等を比較して、精神患者数が多く、入院期間が短いエリア。

事業年度末事業所及び営業所（出張所含む）数



※平成29年12月期期中に既存11営業所が事業所に形態を変更しております。

平成29年12月31日現在

事業所名	開設年月	営業所名	開設年月
訪問看護ステーション デューン札幌	平成22年 8月		
訪問看護ステーション デューン札幌西（注）1	平成28年 1月		
訪問看護ステーション デューン江別	平成28年 7月		
訪問看護ステーション デューン青森	平成28年 5月		
訪問看護ステーション デューン仙台	平成23年10月	泉営業所（注）2	平成25年 1月
訪問看護ステーション デューン郡山	平成28年 6月		
訪問看護ステーション デューン盛岡	平成26年 9月		
訪問看護ステーション デューン秋田	平成27年 8月		
訪問看護ステーション デューン山形	平成28年 1月		
訪問看護ステーション デューン東京（注）54,55	平成22年10月	高円寺営業所	平成28年12月
訪問看護ステーション デューン新宿（注）3	平成24年 7月	豊島営業所（注）4	平成26年 2月
		文京営業所（注）5	平成26年 2月
		神楽坂営業所	平成28年 5月
訪問看護ステーション デューン練馬（注）6,47	平成24年12月	板橋営業所（注）7	平成26年 1月
		東久留米営業所	平成28年 3月
		大泉営業所	平成28年 9月
訪問看護ステーション デューン町田（注）8	平成24年 3月	多摩営業所	平成28年 3月
		多摩境営業所	平成28年12月
		鶴川営業所	平成29年 2月
訪問看護ステーション デューン武蔵野（注）9	平成27年 2月	府中営業所（注）10	平成26年 1月
		立川営業所（注）11	平成27年 2月
訪問看護ステーション デューン大森（注）56	平成23年11月	蒲田営業所	平成28年 2月
訪問看護ステーション デューン品川（注）12,14,46	平成26年 1月	目黒営業所（注）13	平成26年 2月
訪問看護ステーション デューン世田谷（注）15	平成24年 7月	恵比寿営業所（注）16	平成26年 1月
		烏山営業所	平成28年 2月
		幡ヶ谷営業所（恵比寿から移転）	平成29年 7月
訪問看護ステーション デューン八王子	平成24年 1月		
訪問看護ステーション デューン葛飾（注）17	平成24年 6月	金町営業所	平成28年 6月
訪問看護ステーション デューン足立（注）18,20,22,57,58	平成24年 7月	王子営業所（注）19	平成26年 1月
		荒川営業所（注）21	平成26年 2月
訪問看護ステーション デューン江戸川（注）23	平成25年11月	一之江営業所	平成29年 3月
訪問看護ステーション デューン江東（注）24,25	平成26年 1月	大島営業所	平成29年 4月
訪問看護ステーション デューン船橋	平成24年 2月		
訪問看護ステーション デューン千葉（注）44	平成24年 3月	佐倉出張所	平成27年 2月
訪問看護ステーション デューン幕張（注）26	平成28年 1月		
訪問看護ステーション デューン松戸	平成27年 3月		
訪問看護ステーション デューン市川	平成28年12月		
訪問看護ステーション デューン横浜（注）45	平成24年 2月		
訪問看護ステーション デューン川崎	平成27年 1月		
訪問看護ステーション デューン川口	平成28年 1月		
事業所名	開設年月	営業所名	開設年月
訪問看護ステーション デューン上尾	平成28年 5月		
訪問看護ステーション デューン武蔵浦和	平成28年 9月		

訪問看護ステーション デューン春日部	平成28年12月		
訪問看護ステーション デューン川越	平成24年 2月		
訪問看護ステーション デューン富士見	平成26年10月		
訪問看護ステーション デューン熊谷	平成27年 3月		
訪問看護ステーション デューン甲府	平成28年 8月		
訪問看護ステーション デューン水戸	平成28年 8月		
訪問看護ステーション デューン高崎	平成28年 3月		
訪問看護ステーション デューン新潟	平成28年 1月		
訪問看護ステーション デューン福井	平成27年 9月		
訪問看護ステーション デューン富山	平成27年11月		
訪問看護ステーション デューン金沢	平成28年 1月		
訪問看護ステーション デューン浜松早馬	平成28年 9月		
訪問看護ステーション デューン長野	平成28年12月		
訪問看護ステーション デューン岐阜	平成28年 2月		
訪問看護ステーション デューン名古屋	平成23年 7月	藤が丘営業所	平成27年 2月
訪問看護ステーション デューン熱田(注)27	平成25年 6月		
訪問看護ステーション デューン西三河	平成27年 4月		
訪問看護ステーション デューン四日市	平成28年 9月		
訪問看護ステーション デューン一宮	平成28年11月		
訪問看護ステーション デューン北大阪	平成17年 8月	十三営業所 上新庄営業所	平成28年 4月 平成29年 3月
訪問看護ステーション デューン豊中(注)28	平成26年 8月	石橋営業所	平成29年 6月
訪問看護ステーション デューン尼崎	平成27年 3月		
訪問看護ステーション デューン神戸	平成27年 6月		
訪問看護ステーション デューン姫路	平成28年 8月		
訪問看護ステーション デューン	平成15年 3月		
訪問看護ステーション デューン平野(注)29	平成26年 1月		
訪問看護ステーション デューン天王寺(注)30	平成26年 3月		
訪問看護ステーション デューン東大阪(注)31	平成25年 3月		
訪問看護ステーション デューン茨木	平成28年 3月		
訪問看護ステーション デューン門真	平成28年 6月		
訪問看護ステーション デューン西大阪	平成22年 3月	福島営業所 本町営業所	平成27年 1月 平成29年 3月
訪問看護ステーション デューン南大阪	平成17年12月	堺営業所	平成26年 1月
訪問看護ステーション デューン住之江(注)32	平成26年 1月	住吉営業所	平成27年10月
訪問看護ステーション デューン河内長野(注)33	平成24年 8月	富田林営業所 三日市営業所	平成28年 3月 平成28年12月
訪問看護ステーション デューン松原(注)34	平成26年12月		
訪問看護ステーション デューン泉佐野	平成23年12月		
訪問看護ステーション デューン岸和田(注)35	平成27年 1月		
訪問看護ステーション デューン和歌山	平成27年 2月		
訪問看護ステーション デューン京阪	平成22年 3月	星田出張所	平成29年1月
訪問看護ステーション デューン奈良	平成26年 4月		
訪問看護ステーション デューン橿原	平成27年 3月		
訪問看護ステーション デューン京都	平成26年 5月		
訪問看護ステーション デューン二条	平成27年 3月		
訪問看護ステーション デューン宇治	平成28年 5月		
訪問看護ステーション デューン山科	平成28年 7月		
訪問看護ステーション デューン草津	平成27年 5月		
訪問看護ステーション デューン岡山	平成26年 1月		
訪問看護ステーション デューン岡山西大寺	平成28年11月		
訪問看護ステーション デューン倉敷	平成28年 2月		
訪問看護ステーション デューン広島	平成23年10月		
訪問看護ステーション デューン広島西	平成28年 9月		
訪問看護ステーション デューン福山	平成27年 4月		
訪問看護ステーション デューン呉	平成27年10月		
訪問看護ステーション デューン米子	平成27年10月		
訪問看護ステーション デューン松江	平成28年 1月		
訪問看護ステーション デューン山口	平成28年 7月		
訪問看護ステーション デューン徳島	平成28年 6月		
訪問看護ステーション デューン高松	平成27年 4月		
事業所名	開設年月	営業所名	開設年月
訪問看護ステーション デューン高知	平成28年 7月		
訪問看護ステーション デューン北九州	平成23年 7月		
訪問看護ステーション デューン門司	平成27年 2月		
訪問看護ステーション デューン中間	平成26年 5月		
訪問看護ステーション デューン八幡	平成27年10月		

訪問看護ステーション デューン福岡	平成22年10月		
訪問看護ステーション デューン姪浜	平成28年10月		
訪問看護ステーション デューン久留米	平成24年1月		
訪問看護ステーション デューン柳川	平成28年6月		
訪問看護ステーション デューン佐賀	平成26年2月		
訪問看護ステーション デューン佐世保	平成28年3月		
訪問看護ステーション デューン太宰府	平成26年3月		
訪問看護ステーション デューン大分	平成27年10月		
訪問看護ステーション デューン別府	平成28年10月		
訪問看護ステーション デューン小倉南	平成28年10月		
訪問看護ステーション デューン熊本	平成23年3月		
訪問看護ステーション デューン南熊本	平成27年6月		
訪問看護ステーション デューン光の森	平成28年10月		
訪問看護ステーション デューン宮崎	平成23年10月		
訪問看護ステーション デューン南宮崎	平成27年7月		
訪問看護ステーション デューン都城	平成28年10月		
訪問看護ステーション デューン鹿児島	平成24年1月		
訪問看護ステーション デューン谷山(注)36	平成27年6月		
訪問看護ステーション デューン坂戸	平成29年3月		
訪問看護ステーション デューン小田原	平成29年4月		
訪問看護ステーション デューン沖縄	平成29年4月		
訪問看護ステーション デューン宝塚	平成29年4月		
訪問看護ステーション デューン所沢	平成29年5月		
訪問看護ステーション デューン熊本	平成29年5月		
訪問看護ステーション デューン岡山南	平成29年5月		
訪問看護ステーション デューン広島	平成29年5月		
訪問看護ステーション デューン八代	平成29年5月		
訪問看護ステーション デューン奈良	平成29年5月		
訪問看護ステーション デューン生駒	平成29年6月		
訪問看護ステーション デューン下関	平成29年6月		
訪問看護ステーション デューン佐伯	平成29年6月		
訪問看護ステーション デューン鳥栖	平成29年6月		
訪問看護ステーション デューン小山	平成29年6月		
訪問看護ステーション デューンお花茶屋	平成29年6月		
訪問看護ステーション デューン津田沼	平成29年6月		
訪問看護ステーション デューン北上	平成29年6月		
訪問看護ステーション デューン和泉府中(注)42	平成29年7月		
訪問看護ステーション デューン月島(注)43	平成29年7月		
訪問看護ステーション デューン藤沢	平成29年11月		
訪問看護ステーション デューン天満(注)37	平成29年7月		
訪問看護ステーション デューン浪速(注)38	平成29年2月		
訪問看護ステーション デューン板橋(注)39	平成29年3月	東武練馬営業所(注)48	平成28年2月
訪問看護ステーション デューン泉(注)40	平成29年5月	宮城野営業所	平成29年6月
訪問看護ステーション デューン府中(注)41	平成29年5月		
訪問看護ステーション デューン吹田(注)49	平成29年10月		
訪問看護ステーション デューン東住吉(注)51	平成29年11月		
訪問看護ステーション デューン岡山西口(注)52	平成29年11月		
訪問看護ステーション デューン福岡東(注)53	平成29年11月		
訪問看護ステーション デューン堺中区(注)50	平成29年12月		

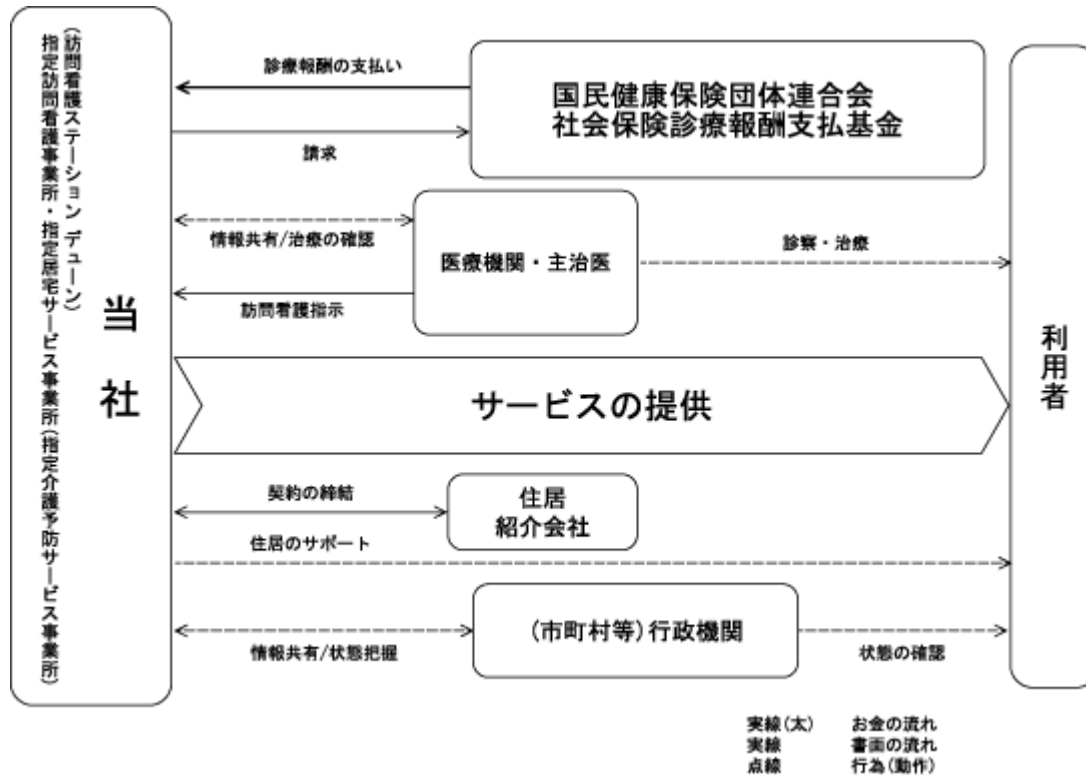
平成29年12月31日現在

- (注) 1 訪問看護ステーション デューン札幌西は営業所として開設(平成28年1月)し、その後平成28年9月に事業所に形態を変更しております。
- 2 泉営業所は、平成25年10月に宮城野区から泉区に移転したことに伴い、現名称に変更しております。
- 3 訪問看護ステーション デューン新宿は営業所として開設(平成24年7月)し、その後平成26年11月に事業所に形態を変更しております。
- 4 訪問看護ステーション デューン新宿 豊島営業所は、平成26年2月に訪問看護ステーション デューン東京の営業所として届出を行いました。訪問看護ステーション デューン新宿が事業所へ形態を変更したことに伴い、訪問看護ステーション デューン新宿の営業所に変更しております。
- 5 訪問看護ステーション デューン新宿 文京営業所は、平成26年2月に訪問看護ステーション デューン東京の営業所として届出を行いました。訪問看護ステーション デューン新宿が事業所へ形態を変更したことに伴い、訪問看護ステーション デューン新宿の営業所に変更しております。
- 6 訪問看護ステーション デューン練馬は営業所として開設(平成24年12月)し、その後平成26年9月に事業所に形態を変更しております。
- 7 訪問看護ステーション デューン練馬 板橋営業所は、平成26年1月に訪問看護ステーション デューン東京の営業所として届出を行いました。訪問看護ステーション デューン練馬が事業所へ形態を変更したことに伴い、訪問看護ステーション デューン練馬の営業所に変更しております。
- 8 訪問看護ステーション デューン町田は事業所として開設(平成24年3月)し、その後平成24年8月に営業所に形態を変更、平成25年2月に事業所に形態を変更しております。
- 9 訪問看護ステーション デューン武蔵野は営業所として開設(平成27年2月)し、その後平成28年1月に事業所に形態を変更しております。
- 10 訪問看護ステーション デューン武蔵野 府中営業所は、平成26年2月に訪問看護ステーション デューン町田の営業所として届出を行いました。訪問看護ステーション デューン武蔵野が事業所へ形態を変更したことに伴い、訪問看護ステーション デューン武蔵野の営業所に変更しております。
- 11 訪問看護ステーション デューン武蔵野 立川営業所は、平成26年2月に訪問看護ステーション デューン町田の営業所として届出を行いました。訪問看護ステーション デューン武蔵野が事業所へ形態を変更したことに伴い、訪問看護ステーション デューン武蔵野の営業所に変更しております。
- 12 訪問看護ステーション デューン品川は営業所として開設(平成26年1月)し、その後平成28年1月に事業所に形態を変更しております。
- 13 訪問看護ステーション デューン品川 目黒営業所は、平成26年2月に訪問看護ステーション デューン大森の営業所として届出を行いました。訪問看護ステーション デューン品川が事業所へ形態を変更したことに伴い、訪問看護ステーション デューン品川の営業所に変更しております。
- 14 訪問看護ステーション デューン品川 麻布営業所は、平成26年2月に訪問看護ステーション デューン大森の営業所として届出を行いました。訪問看護ステーション デューン品川が事業所へ形態を変更したことに伴い、訪問看護ステーション デューン品川の営業所に変更しております。
- 15 訪問看護ステーション デューン世田谷は営業所として開設(平成24年7月)し、その後平成27年8月に事業所に形態を変更しております。
- 16 訪問看護ステーション デューン世田谷 恵比寿営業所は、平成26年1月に訪問看護ステーション デューン大森の営業所として届出を行いました。訪問看護ステーション デューン世田谷が事業所へ形態を変更したことに伴い、訪問看護ステーション デューン世田谷の営業所に変更しております。
- 17 訪問看護ステーション デューン葛飾は営業所として開設(平成24年6月)し、その後平成25年1月に事業所に形態を変更しております。
- 18 訪問看護ステーション デューン足立は、平成24年7月に訪問看護ステーション デューン東京の営業所として届出を行いました。訪問看護ステーション デューン葛飾が事業所へ形態を変更したことに伴い、訪問看護ステーション デューン葛飾の営業所に変更、その後平成28年1月に事業所に形態を変更しております。
- 19 訪問看護ステーション デューン足立 王子営業所は、平成26年1月に訪問看護ステーション デューン葛飾の営業所として届出を行いました。訪問看護ステーション デューン足立が事業所へ形態を変更したことに伴い、訪問看護ステーション デューン足立の営業所に変更しております。
- 20 訪問看護ステーション デューン足立 墨田営業所は、平成26年2月に訪問看護ステーション デューン葛飾の営業所として届出を行いました。訪問看護ステーション デューン足立が事業所へ形態を変更したことに伴い、訪問看護ステーション デューン足立の営業所に変更しております。
- 21 訪問看護ステーション デューン足立 荒川営業所は、平成26年2月に訪問看護ステーション デューン葛飾の営業所として届出を行いました。訪問看護ステーション デューン足立が事業所へ形態を変更したことに伴い、訪問看護ステーション デューン足立の営業所に変更しております。
- 22 訪問看護ステーション デューン足立 台東営業所は、平成26年2月に訪問看護ステーション デューン葛飾の営業所として届出を行いました。訪問看護ステーション デューン足立が事業所へ形態を変更したことに伴い、訪問看護ステーション デューン足立の営業所に変更しております。
- 23 訪問看護ステーション デューン江戸川は営業所として開設(平成25年11月)し、その後平成28年12月に事業所に形態を変更しております。
- 24 訪問看護ステーション デューン江東は営業所として開設(平成26年1月)し、その後平成27年10月に事業所に形態を変更しております。
- 25 訪問看護ステーション デューン江東 中央営業所は、平成27年4月に訪問看護ステーション デューン葛飾の営業所として届出を行いました。訪問看護ステーション デューン江東が事業所へ形態を変更したことに伴い、訪問看護ステーション デューン江東の営業所に変更しております。
- 26 訪問看護ステーション デューン幕張は営業所として開設(平成28年1月)し、その後平成28年5月に事業所に形態を変更しております。
- 27 訪問看護ステーション デューン熱田は営業所として開設(平成25年6月)し、その後平成26年9月に事業所に形態を変更しております。

- 28 訪問看護ステーション デューン豊中は営業所として開設（平成26年8月）し、その後平成28年7月に事業所に形態を変更して
おります。
- 29 訪問看護ステーション デューン平野は営業所として開設（平成26年1月）し、その後平成28年10月に事業所に形態を変更して
おります。
- 30 訪問看護ステーション デューン天王寺は営業所として開設（平成26年3月）し、その後平成28年10月に事業所に形態を変更して
おります。
- 31 訪問看護ステーション デューン東大阪は営業所として開設（平成25年3月）し、その後平成27年9月に事業所に形態を変更して
おります。
- 32 訪問看護ステーション デューン住之江は営業所として開設（平成26年1月）し、その後平成27年4月に事業所に形態を変更して
おります。
- 33 訪問看護ステーション デューン河内長野は営業所として開設（平成24年8月）し、その後平成25年4月に事業所に形態を変更し
ております。
- 34 訪問看護ステーション デューン松原は営業所として開設（平成26年12月）し、その後平成28年11月に事業所に形態を変更して
おります。
- 35 訪問看護ステーション デューン岸和田は営業所として開設（平成27年1月）し、その後平成27年9月に事業所に形態を変更して
おります。
- 36 訪問看護ステーション デューン谷山は営業所として開設（平成27年6月）し、その後平成28年10月に事業所に形態を変更して
おります。
- 37 訪問看護ステーション デューン天満は営業所として開設（平成29年1月）し、その後平成29年7月に事業所に形態を変更して
おります。
- 38 訪問看護ステーション デューン浪速は営業所として開設（平成26年8月）し、その後平成29年2月に事業所に形態を変更して
おります。
- 39 訪問看護ステーション デューン板橋は営業所として開設（平成26年1月）し、その後平成29年3月に事業所に形態を変更して
おります。
- 40 訪問看護ステーション デューン泉は営業所として開設（平成25年1月）し、その後平成28年10月に事業所に形態を変更して
おります。
- 41 訪問看護ステーション デューン府中は営業所として開設（平成26年1月）し、その後平成28年10月に事業所に形態を変更して
おります。
- 42 訪問看護ステーション デューン和泉府中は営業所として開設（平成28年9月）し、その後平成29年7月に事業所に形態を変更し
ております。
- 43 訪問看護ステーション デューン月島は営業所として開設（平成27年4月）し、その後平成29年7月に事業所に形態を変更して
おります。
- 44 訪問看護ステーション デューン千葉 土気出張所として開設（平成28年12月）し、その後平成29年7月にデューン千葉（事業
所）に統合しております。
- 45 訪問看護ステーション デューン横浜 保土ヶ谷営業所として開設（平成28年1月）し、その後平成29年7月にデューン横浜（事
業所）に統合しております。
- 46 訪問看護ステーション デューン品川 麻布営業所として開設（平成26年2月）し、その後平成29年7月にデューン品川（事業
所）へ統合しております。
- 47 訪問看護ステーション デューン練馬 平和台営業所として開設（平成28年12月）し、その後平成29年7月にデューン練馬（事業
所）に統合しております。
- 48 訪問看護ステーション デューン板橋 東武練馬営業所として開設（平成28年2月）し、その後平成29年7月に規模拡大により移
転しております。
- 49 訪問看護ステーション デューン吹田は江坂営業所として開設（平成27年10月）し、その後平成29年10月に事業所に形態を変更し
ております。
- 50 訪問看護ステーション デューン堺中区は堺営業所として開設（平成26年1月）し、その後平成29年12月に事業所に形態を変更し
ております。
- 51 訪問看護ステーション デューン東住吉は営業所として開設（平成29年2月）し、その後平成29年11月に事業所に形態を変更して
おります。
- 52 訪問看護ステーション デューン岡山西口は営業所として開設（平成28年12月）し、その後平成29年11月に事業所に形態を変更し
ております。
- 53 訪問看護ステーション デューン福岡東は営業所として開設（平成29年6月）し、その後平成29年11月に事業所に形態を変更して
おります。
- 54 訪問看護ステーション デューン東京 中野営業所として開設（平成26年1月）し、その後平成29年12月にデューン東京（事業
所）に統合しております。
- 55 訪問看護ステーション デューン東京 杉並営業所として開設（平成27年2月）し、その後平成29年12月にデューン東京（事業
所）に統合しております。
- 56 訪問看護ステーション デューン大森 久が原営業所として開設（平成28年3月）し、その後平成29年12月にデューン大森（事業
所）に統合しております。
- 57 訪問看護ステーション デューン足立 墨田営業所として開設（平成26年2月）し、その後平成29年12月にデューン足立（事業
所）に統合しております。
- 58 訪問看護ステーション デューン足立 台東営業所として開設（平成26年2月）し、その後平成29年12月にデューン足立（事業
所）に統合しております。

平成29年12月31日現在

当社の事業系統図を示すと以下のとおりとなります。



(参考)

1. 訪問看護と訪問介護の違い

	訪問看護	訪問介護
対象となる患者	肉体的・精神的疾患を抱える在宅療養者	高齢者、障がい者
根拠となる法令	健康保険法、介護保険法、障害者総合支援法	介護保険法、障害者総合支援法
従事する有資格者	正看護師、准看護師、保健師	ホームヘルパー等
ケアの内容	「医療行為」を基本に利用者の健康・生活状態全般	身体介護、生活援助
利用料	医療保険適用：訪問看護に要する費用（基本療養費、管理療養費、各加算等）の1～3割 介護保険適用：訪問看護に要する費用（各加算等）の1割 自立支援医療制度受給者の方について負担軽減 生活保護受給者の方に関して負担なし	介護保険適用：訪問介護に要する費用（各加算等）1割 生活保護受給者の方に関して負担なし

2. 精神疾患を持つ方に対する訪問看護の現状について

我が国は、国民の4人に1人が65歳以上という超高齢化社会に伴う医療福祉などの社会保障費の増大、税収の減少などが要因となり、大幅な財政状況の悪化に陥っております。その状況を改善するため、社会保障費の抑制を図っていく必要があるものと考えられます。医療費の中の一般診療医療費については、入院費と入院外費（外来通院費）があり、共に年々増加傾向にあります。2016年度の入院費は16.5兆円（対前年比1.1%増）、入院外費は14.2兆円（対前年比0.4%減）となっております。入院費を削減するためには、在宅医療を整備する必要があり、訪問看護の整備が急務とされております。（厚生労働省 2016年度医療費の動向より数値を参照）

現在、日本国内では団塊の世代が2025年頃までに後期高齢者に達することにより、介護・医療費等社会保障費の急増が懸念されている所謂「2025年問題」への対策を進めています。現在、全国の医療機関において統合失調症などで精神科に入院している患者は全体で28万9千人ですが、この内64%を占める長期入院患者を2020年度末までに2万8千～3万9千人削減する事を目標として設定しています。

在宅治療を行なっている精神疾患を持つ方の中には、自身が病気であるという「病識」が乏しいため、服薬が中断し、通院治療（注8）までもが中断に至ってしまうケースが少なくありません。そのため、症状が再発ないし悪化し、迷惑行為（注9）や逸脱行為（注10）が出現し、日常生活が困難となり、その結果、再入院に至ってしまうケースが多くあり、在宅治療が中断しやすい傾向にあります。そのため、入院期間の短縮化や退院後の在宅治療における医療的な側面からサポートを行う訪問看護が必要不可欠となっております。

（注8）通院治療・・・入院等することなく自宅から医療機関に赴き治療を行う事。

（注9）迷惑行為・・・公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等で、地域の住民生活の平穏を阻害させる行為。

（注10）逸脱行為・・・社会や集団における社会的規範や価値観から逸脱した行為。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成29年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,103 [19]	40.0	1.1	4,300

事業部門別の名称	従業員数(名)
居宅事業部門	1,059[14]
全社(共通)	44[5]
合計	1,103[19]

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 従業員数欄の[外書]は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
なお、臨時従業員とは、正社員以外の直接雇用者(契約社員、パート社員)であります。
3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4 平均年間給与は、中途入社者、臨時従業員を除く期末在籍者数を基に計算しております。
5 前事業年度に比べ従業員数が201名増加しております。主な理由は、業容の拡大により期中採用者が増加したことによるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、企業業績を中心に改善傾向が継続しており、この企業業績の好調が雇用・所得環境の改善を促し、緩やかな回復基調が続いております。しかしながら、海外経済では米国の政策の方向性、新興国や資源国等の景気下振れリスクによる国内経済への影響も懸念されるため、予断を許さない状況にあります。

わが国の医療環境につきましては、社会保障費の低減等を主な目的として、施設から在宅へのシフトを推進し、診療報酬改定による誘導や医療と介護の連携、地域単位でのケア等が進められると予測されます。

こうしたなか、当社の主要事業である精神科訪問看護事業を取り巻く環境につきましては、引き続き精神障害者の医療の確保や退院促進に関する改革が進められており、在宅医療へのシフトはより鮮明になっております。

このような環境の中、当社は拠点数拡大及び営業所の精査を行っており、当事業年度において事業所16拠点、営業所(出張所を含む)11拠点の新規開設、加えて12営業所の事業所への形態変更及び9営業所の統合を実施し、当第当事業年度末の拠点数は145事業所、32営業所(出張所を含む)の計177拠点、47都道府県において運営を行ってまいりました。また、引き続き積極的な採用活動による看護師確保、教育プログラムの充実、マネジメント層への研修に注力してまいりました。

これらの結果、当事業年度における売上高は8,024,732千円(前事業年度比1,934,742千円増)、営業利益563,956千円(前事業年度比77,093千円増)、経常利益561,188千円(前事業年度比72,294千円増)、当期純利益315,608千円(前事業年度比64,891千円増)となりました。各部門の状況は次のとおりであります。

〔訪問看護〕

当事業年度の訪問看護においては、事業所及び営業所(出張所含む)の新規開設、また、既存の事業所及び営業所(出張所含む)において人員増等により訪問実績が上がった結果、売上高は7,536,443千円(前事業年度比1,852,215千円増)となりました。

〔賃貸(住宅支援)〕

当事業年度の賃貸においては、仲介業務が堅調に推移したこと及びよりスムーズな退院支援サービスの提供を行うことにより、売上高は488,288千円(前事業年度比82,527千円増)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度末に比べ414,821千円増加し、766,577千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において営業活動の結果、獲得した資金は255,957千円（前事業年度230,675千円の獲得）となりました。これは主に、税引前当期純利益577,133千円、減価償却費54,456千円及び預り金の増加83,136千円、未払金の増加50,868千円が生じましたが、一方で売上債権の増加312,752千円、法人税等の支払額が249,759千円が生じたことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において投資活動の結果、獲得した資金は570,202千円(前事業年度の104,240千円の使用)となりました。これは主に、有形固定資産の売却による収入が673,896千円が生じましたが、一方で無形固定資産の取得による支出74,167千円、差入保証金の差入による支出29,375千円が生じたことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において財務活動の結果、使用した資金は411,337千円(前事業年度の194,366千円の使用)となりました。これは主に、自己株式の取得による支出100,827千円、長期借入金の返済による支出146,944千円、短期借入金の返済による支出100,000千円及び配当金の支払64,749千円が生じたことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当事業年度における販売実績を部門ごとに示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	第15期 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
居宅事業部門	8,024,732	131.8
合計	8,024,732	131.8

(注) 1 当社は単一セグメントであるため、事業部門別の実績を記載しております。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	第14期 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)		第15期 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	
	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)
社会保険診療報酬支払基金 大阪支部	816,773	13.4	971,595	12.1
社会保険診療報酬支払基金 東京支部	685,005	11.2	832,166	10.4

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社は、以下の項目を重要課題として認識し、取り組んでまいります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 人材の確保と社員育成

当社の利用者数の継続的な伸びに加え、全国展開を目的とした事業所及び営業所の開設を実施し事業を拡大している中、訪問看護師の適時適切な採用及び配置が課題となっております。また、当該サービスのクオリティー(看護の質)に対する要求も高まってきているところから、優秀な人材の確保及び人材の育成も重要な課題であると認識しております。

訪問看護業務が初めての看護師や精神科が初めての看護師に対して、訪問看護の経験が長い社員によるOJT(職場内実地研修)の実施及び管理職へのマネジメント研修を行うなど、当社事業への理解を含め、更に個人個人のスキルアップを図る施策を積極的に行っております。安定した看護師の確保及びクオリティーの高いサービス提供を行う事により、今後更に利用者に安心・信頼が得られる訪問看護が提供できる環境を培ってまいります。

(2) 内部管理体制の強化

当社は、今後更に開設が必要と考えられる地域において、事業所及び営業所を開設し、安定的に事業を拡大していくために、社員1人1人の意識向上を図り内部管理体制を更に強化していくことが不可欠であると考えております。そのために、内部統制システムの構築を推し進め、ガバナンスを強化するとともに情報セキュリティ、労務管理をはじめとしたコンプライアンス体制の構築に取り組んでおります。

(3) 事業展開に伴う課題

居宅事業部門につきましては、当社ブランド「訪問看護ステーション デューン」を展開する訪問看護事業を中心事業としており、加えて、退院支援として住居確保をサポートする住宅支援事業を行っております。また、「人権擁護」「社会復帰」を推進することを資格とする精神保健福祉士を構成メンバーとして、退院前から関わり、地域生活への移行をスムーズにする地域医療連携部を設けており、この3つが相互に連携し、利用者のための最適な訪問看護サービスを提供することを第一義として、事業所及び営業所(出張所含む)の展開及び運営を行っております。

近年、社会の医療ニーズの高まりから訪問看護事業は制度の普及が図られ、業界全体として全国の事業所数は急速に増加しております。その中で当社のように精神疾患に特化した対応を行う事業所は、医療業界でも必要であると認識されつつも、まだまだ認知度が低い状況である点が課題となっております。弊社としましては、引き続き医療機関及び行政機関と連携を図りながら、地道な取り組みにより当社事業内容の理解と浸透を図ってまいります。

今後更に当社の事業所及び営業所(出張所含む)を順次展開し、各地域に密着した運営を行うことにより、訪問看護在宅医療の認識の向上にも資することができ、更には当社事業の拡大にもつながるものと考えております。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社事業展開上のリスク要因になる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、当社として必ずしも事業上のリスクとは考えていない事項についても、投資判断上あるいは当社の事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。当社は、これらのリスクの発生可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であり、当社株式等に関する投資判断は本項及び本項以外の記載内容も合わせて慎重に判断した上で行われる必要があると考えております。

文中における将来に係る事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 事業展開のための人員確保について

当社は精神疾患を持つ方への訪問看護を展開するにあたり、事業所及び営業所（出張所含む）数の拡大に伴う看護師の積極的な採用を行い、組織体制の強化及び利用者ニーズの高い住居提供サービス等を充実させ、地域周辺のコミュニケーションを進めていくことで、事業間の相乗効果を図っていく方針であります。

求職している看護師の中で、精神科に従事した経験を有する看護師を見出すことには限界があると考えられます。当社では、精神科が初めての看護師でも安心して働けるようにOJT制度による木目細かい育成を行い、管理職に対するマネジメント研修を行うなど社内教育体制等を整えて、安定した看護師の人員確保に努めております。しかし、今後、安定した看護師の採用及び看護師の確保が行えない場合や、当社人員計画と大幅に乖離した場合には、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 訪問看護事業に関する法的規制について

訪問看護の医療及び介護報酬に係るリスク

当社は、「医療保険制度」「介護保険制度」それぞれに基づく訪問看護を行っております。医療保険制度に基づく診療報酬は、2年に1回、介護保険制度に基づく介護報酬は、3年に1回改定が行われます。

平成28年度の診療報酬の改定では、在宅医療にとっては大きな変動は無く、特に日勤帯のみで事業運営を行っている当社にとっては、ほとんど影響のない内容でした。しかし、今後診療報酬及び介護報酬の見直しにより大幅な下方の改定が行われた場合には、経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

訪問看護事業に必要な指定に係るリスク

当社は訪問看護の事業を行うために、介護保険法に基づく「指定居宅サービス事業者」の指定を都道府県知事から受けております。また、医療保険の訪問看護を行うために、健康保険法に基づく「指定訪問看護事業者」の指定を受けております。それぞれの指定には、従業者の資格要件、人員要件、設備要件及び運営要件が規定されており、これらの規定に従って事業を遂行する必要があります。訪問看護事業に必要な指定に関しましては、以下の通りとなっております。

(許認可等の状況)

取得	所管官庁	許認可名称	許認可内容	有効期限	主な許認可取消事由
当社各事業所	都道府県	指定居宅サービス事業者	介護保険法の訪問看護	6年毎の更新	介護保険法 第77条(指定の取消し等)
		指定居宅介護予防サービス事業者	介護保険法の介護予防訪問看護		介護保険法 第84条(指定の取消し等)
	厚生労働省 地方厚生局	指定訪問看護事業者	健康保険法の訪問看護		健康保険法 第95条(指定の取消し等)

当社では、看護師の入退職及び事業所及び営業所（出張所含む）の開設・移転時に、居宅事業本部からの情報を受けて管理本部が必要な準備・手続きをしていくという内部牽制によって、基準の確認及び変更に必要な届出を怠らないように細心の注意を払っております。しかし、万が一、これら基準を遵守できなかった場合や診療報酬及び介護報酬等を不正に請求した場合などにおいては、指定の取消または停止処分を受ける可能性があり、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

自立支援医療(公費負担医療)に係るリスク

当社は、精神疾患を持つ方を対象とした訪問看護を行っております。心身障がい者等が、心身の障がいの状態の軽減を図れるよう障害者総合支援法による自立支援医療(公費負担医療)を提供するため、当社は障害者総合支援法に基づく「指定自立支援医療機関(精神通院医療)」の指定を都道府県知事から受けており、当社の利用者の大半が「障害者総合支援法」の制度の適用を受けております。

当社は「訪問看護事業に必要な指定に係るリスク」で記載しました通り、社内において細心の注意を払い管理しておりますが、万が一「指定居宅サービス事業者」または、「指定訪問看護事業者」の指定要件が満たせなくなった場合、利用者に対して自立支援医療(公費負担医療)を提供できず訪問看護利用料の利用者負担割合が増し、利用者が訪問看護を利用しにくくなり、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、自立支援医療(公費負担医療)の制度改定が行われた場合には、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 訴訟リスクについて

当社の看護師は、主治医の指示書に基づき訪問看護を行っております。また、当社は訪問看護を提供する看護師に対して、社内及び外部機関を利用した徹底した教育研修を実施し、多様な状況に対応出来るためのマニュアルの整備等により、事故の発生防止や緊急事態に対応出来るように取り組んでおります。

しかし、利用者の病状悪化等による訴訟等で過失責任が問われるような事態が生じた場合には、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(4) 個人情報の漏洩について

当社は事業を運営するにあたり、利用者あるいはその家族の重要な個人情報を取り扱っております。当社は、情報管理につきまして情報漏洩防止の厳重な対策を講じていますが、万が一システム等から情報が流出するなどして、当社の信用が低下した場合には、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(5) 風評等の影響について

当社の事業は、利用者やその家族のみならず地域住民や行政・医療機関に係る方々からの信頼のもとに成り立つものと認識しております。当社の従業員には企業理念を浸透させ、安定的かつ質の高い訪問看護を提供するよう指導、教育を行っております。しかしながら従業員の不祥事等何らかの事象の発生や、当社に対して不利益な情報や風評が流れた場合には、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(6) 大規模な災害や感染症流行の影響について

当社は全国的に事業所及び営業所(出張所含む)を開設し事業展開を行っておりますが、大規模な地震、台風等災害の発生により事業所及び営業所(出張所含む)や看護師並びに利用者が損害を被った場合、また、全国的なインフルエンザ等の感染症が流行して看護師等が感染した場合等、訪問活動が出来ない事態が生じることで経営成績及び財政状態に影響を受ける可能性があります。

(7) 利益還元について

当社は将来に向けた事業の拡大に向け、必要な人材の確保・育成及び事業所及び営業所の新規開設にかかる設備投資を行うため、また迅速な経営に備える為、内部留保の充実が重要であると認識しております。しかし、株主に対する利益還元として配当を行うことも重要な経営課題であると認識しており、平成27年12月期より期末配当を実施いたしております。今後も、財務状態及び経営成績を勘案しながら配当の実施を行っていく方針であります。しかしながら、当社の業績が計画通り進展しない場合等、当社の業績が悪化した場合等には、継続的に配当を行えない可能性があります。

(8)過去の経営成績の推移について

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月	平成29年12月
売上高 (千円)	1,887,743	3,023,800	4,351,594	6,089,989	8,024,732
経常利益 (千円)	178,084	443,855	486,543	488,893	561,188
当期純利益 (千円)	189,568	231,326	264,329	250,717	315,608

当社は、第11期以降、第12期、第13期、第14期、第15期も黒字計上しています。この間も引き続き積極的な事業所及び営業所（出張所含む）の開設及び人員増加に伴う労務費等の先行コストは増加しましたが、それを吸収できるだけの売上確保ができたことによります。しかしながら、引き続き全国規模での拠点開設を推し進める中、各種費用負担の増加が当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されておりますが、この財務諸表の作成にあたっては、経営者により、一定の会計基準の範囲内で見積りが行われている部分があり、資産・負債や収益・費用の数値に反映されております。これらの見積りについては、継続して評価し、必要に応じて見直しを行っておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果は、これらと異なることがあります。

なお、当社が財務諸表の作成に当たって採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況」の1「財務諸表等」(1)「財務諸表」重要な会計方針に記載されている通りであります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は2,450,400千円(前事業年度末1,676,390千円)となり、前事業年度末に比べ774,009千円増加いたしました。その主な要因は、現金及び預金415,092千円、売掛金312,752千円、前払費用36,173千円が増加したことによるものであります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は526,353千円(前事業年度末1,102,392千円)となり、前事業年度末に比べ576,038千円減少いたしました。その主な要因は、長期前払費用35,181千円、ソフトウェア43,989千円及び繰延税金資産13,595千円が増加したものの、建物314,064千円、土地359,652千円が減少したことによるものであります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は960,070千円(前事業年度末904,012千円)となり、前事業年度末に比べ56,057千円増加いたしました。その主な要因は、短期借入金100,000千円が減少したものの、未払金51,086千円、預り金83,136千円及び未払法人税等42,842千円が増加したことによるものであります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は62,521千円(前事業年度末176,780千円)となり、前事業年度末に比べ114,258千円減少いたしました。その主な要因は、退職給付引当金19,315千円が増加したものの、長期借入金130,240千円が減少したことによるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は1,954,161千円(前事業年度末1,697,989千円)となり、前事業年度末に比べ256,172千円増加いたしました。その主な要因は、当期純利益315,608千円、自己株式の処分84,679千円を計上したものの、自己株式の取得99,927千円、配当金の支払64,968千円が生じたことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

(売上高)

当事業年度における売上高の合計は、事業所及び営業所(出張所含む)の新規開設、また、既存の事業所及び営業所(出張所含む)において人員増等により訪問実績が上がった結果、8,024,732千円(前事業年度6,089,989千円)となり、1,934,742千円増加(前年同期比31.8%増)いたしました。

(売上原価)

売上原価は6,166,187千円(前事業年度4,538,241千円)となり、1,627,945千円増加(前年同期比35.9%増)いたしました。これは、主に事業所及び営業所(出張所含む)の新規開設等による事業拡大に伴う人件費等の増加によるものであります。この結果、売上総利益は1,858,545千円となり、306,797千円増加(前年同期比19.8%増)いたしました。

(販売費及び一般管理費)

販売費及び一般管理費は、1,294,588千円(前事業年度1,064,884千円)となり、229,704千円増加(前年同期比21.6%増)いたしました。この結果、営業利益は563,956千円(前事業年度486,863千円)となりました。

(営業外損益)

営業外収益は4,693千円となり、1,332千円減少いたしました。営業外費用は7,461千円となり、3,465千円増加いたしました。この結果、経常利益は561,188千円(前事業年度488,893千円)となりました。

(特別損益)

特別利益は60,160千円となり、56,191千円増加いたしました。特別損失は44,216千円となり、37,919千円増加いたしました。この結果、税引前当期純利益は577,133千円(前事業年度486,566千円)となりました。

(法人税等)

法人税等は261,524千円となり、25,675千円増加いたしました。

この結果、当期純利益は315,608千円(前事業年度250,717千円)となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

当事業年度のキャッシュ・フローの状況は「第2 事業の状況」の1「業績等の概要」(2)キャッシュ・フローの状況に記載しておりますが、その分析の状況は次のとおりであります。

当事業年度における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前事業年度末の351,755千円に比べ414,821千円増加し、当事業年度末残高は766,577千円となりました。

なお、当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において営業活動の結果、獲得した資金は255,957千円となり、前事業年度の230,675千円の獲得と比べ、25,282千円の増加となりました。この増加の主な要因としては、売上債権が前事業年度302,046千円の増加と比べ、当事業年度は312,752千円の増加であったものの、税引前当期純利益が前事業年度486,566千円と比べ、当事業年度は577,133千円であったこと、法人税等の支払額が前事業年度264,591千円と比べ、当事業年度は249,759千円であったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において投資活動の結果、獲得した資金は570,202千円となり、前事業年度の104,240千円の使用と比べ、獲得した資金は674,442千円の増加となりました。この増加の主な要因としては、無形固定資産の取得による支出が前事業年度30,377千円と比べ、当事業年度は74,167千円であったものの、差入保証金の差入による支出が前事業年度64,487千円と比べ、当事業年度は29,375千円であったこと、有形固定資産の売却による収入が前事業年度2,826千円に比べ、当事業年度は673,896千円であったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において財務活動の結果、使用した資金は411,337千円となり、前事業年度の194,366千円の使用と比べ、使用した資金は216,971千円の増加となりました。この増加の主な要因としては、自己株式の取得による支出が前事業年度の201,013千円に比べ、当事業年度は100,827千円であったものの、長期借入金の返済による支出が前事業年度の16,704千円と比べ、当事業年度は146,944千円であったこと、短期借入金の純増減額が前事業年度の100,000千円の収入と比べ、当事業年度は100,000千円の返済であったことによるものであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社は、全国で事業所、営業所(出張所含む)合わせて177拠点(平成29年12月31日現在)の訪問看護ステーションを運営しており、定例の法改正により診療報酬基準が下方へ見直しがなされた場合や、その事業特性として利用者やその家族のみならず地域住民や訪問看護・介護に係る方々からの信頼のもとに成り立っており、従業員の不祥事等の理由で、当社に対して不利益な情勢や風評が流れた場合には、経営成績に重要な影響を与えると考えております。その対応策として、従業員に対して経営理念の浸透や質の高い訪問看護サービスを提供するよう指導、教育を行っております。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社は、訪問看護の中でも精神疾患を持つ方を対象とした訪問看護を行っております。精神症状を抱えながら在宅での生活を望まれている入院患者の方は全国各地におられます。その中での当社の役割は大きく、関西だけでなくどまらず全国に拠点展開しサービスを提供しており、現在までに47都道府県において訪問看護ステーションを立ち上げてまいりました。当社の今後の展開方針としては、更なる展開として、ドミナント方式による拠点開設を推し進めていき、2020年までに300拠点を開設する目標であります。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社経営陣は、企業理念(注1)に則り、現在の事業環境及び入手可能な情報を基に、最善の経営方針を立案するよう努めております。経営方針の立案にあたって、利用者様最優先を第一に、行き届いた看護サービスの提供、加えて地域社会と円滑な連携をとっていくことが重要と認識しております。一つ一つの事業所が特殊性を持ち、利用者に関わりを持っていくことが利用者の社会復帰へとつながっていくと考えております。

しかしながら急成長をしてきている当社において、会社の思いが現場に伝わりにくくなってきていることも現状としてあり、殊に中間管理職に対しての教育が最重要と考えております。会社の思いを伝えていくには教育を繰り返し繰り返し行っていくことを全てと考え、OJTに加え、社内外研修会等を取り入れております。

今後も現場教育を徹底し、全国へと拠点展開させていくことで、地域社会への貢献を果たしていく所存であります。

(注1) 企業理念……「私たちは、地域社会における在宅医療サービスを通じて、安全・安心・快適な生活環境を創造し、人々のライフプランに貢献します。」

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度に実施いたしました設備投資等の総額は69,919千円（ソフトウェア含む）であります。主なものは、事業所、営業所（出張所含む）の請求事務の円滑化のためのソフトウェア61,765千円、事業所改修工事2,672千円、事業所、営業所（出張所含む）及び支店の備品購入等5,481千円を実施いたしました。

2 【主要な設備の状況】

当社は、居宅事業の単一セグメントであるため、セグメントの名称は記載しておりません。

平成29年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
		建物	車両 運搬具	土地 (面積㎡)	工具、器具 及び備品	リース資産	合計	
本社 (大阪市北区)	本社機能	16,241			4,606	1,777	22,626	26
北海道支店及び 訪問看護ステーション デューン札幌 (札幌市白石区)	支店 事業所	26,829		10,868 (256.53)	1,496		39,193	15
東京支店 (東京都新宿区)	支店	10,658			2,925		13,584	7
大阪支店及び 訪問看護ステーション デューン (大阪市城東区)	支店 事業所				1,675	121	1,797	9
福岡支店 (福岡市中央区)	支店	10,852			1,259		12,112	5
訪問看護ステーション (157事業所等)	事業所 営業所 出張所	9,636	0		7,287	1,733	18,657	1,028
住宅支援部 (大阪府枚方市) 他6営業所	事業所 営業所				45		45	13
合計		74,219	0	10,868	19,297	3,632	108,017	1,103

- (注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。
2 上記の金額は帳簿価額であり、消費税等を含めております。(但し、第9期より消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更したため、第9期以降に取得した有形固定資産についての消費税等は含まれておりません。)
3 上記の他、他の者から賃借している主要な設備として以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	事業の内容	賃借料 (千円)
本社 (大阪市北区)	本社機能	27,453
東京支店 (東京都新宿区)	支店	27,086

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

セグメント の名称	事業所名 (所在地)	所在地	設備の 内容	投資予定額		資金調達 方法	着手予定 年月	完了予定 年月	完成後 の増加 能力 (千円)	
				総額 (千円)	既支払額 (千円)					
北海道・東北エリア										
居宅事業	(仮)訪問看護ステーション デューン札幌北	札幌市 北区	事業所	3,000	480	自己資金	平成30年 1月	平成30年 4月	34,125	
	(仮)訪問看護ステーション デューン鶴岡	山形県 鶴岡市	事業所	3,000		自己資金	平成30年 4月	平成30年 7月	1,183	
	(仮)訪問看護ステーション デューン福島	福島県 福島市	事業所	3,000		自己資金	平成30年 6月	平成30年 9月	1,638	
	関東エリア									
	(仮)訪問看護ステーション デューン那須塩原	栃木県 那須塩原市	事業所	3,000	783	自己資金	平成29年 12月	平成30年 2月	15,106	
	(仮)訪問看護ステーション デューン中村	名古屋市 中村区	事業所	3,000	1,189	自己資金	平成29年 12月	平成30年 2月	27,618	
	(仮)訪問看護ステーション デューン阿賀野	新潟県 阿賀野市	事業所	3,000	1,429	自己資金	平成30年 1月	平成30年 3月	8,827	
	(仮)訪問看護ステーション デューン松本	長野県 松本市	事業所	3,000		自己資金	平成30年 1月	平成30年 4月	4,641	
	(仮)訪問看護ステーション デューン加須	埼玉県 加須市	事業所	3,000	840	自己資金	平成30年 2月	平成30年 5月	15,288	
	(仮)訪問看護ステーション デューン相模原	相模原市 南区	事業所	3,000		自己資金	平成30年 2月	平成30年 5月	17,972	
(仮)訪問看護ステーション デューン燕	新潟県 燕市	事業所	3,000		自己資金	平成30年 4月	平成30年 7月	4,368		
(仮)訪問看護ステーション デューン千葉 鎌取出張所	千葉市 緑区	出張所	3,000		自己資金	平成30年 7月	平成30年 8月	7,189		

セグメント の名称	事業所名 (所在地)	所在地	設備の 内容	投資予定額		資金調達 方法	着手予定 年月	完了予定 年月	完成後 の増加 能力 (千円)
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
住宅事業	関西エリア								
	(仮)訪問看護ステーション デューン 南大阪 高石営業所	大阪府 高石市	営業所	3,000		自己資金	平成30年 2月	平成30年 3月	18,063
	(仮)訪問看護ステーション デューン伏見桃山	京都市 伏見区	事業所	3,000	2,598	自己資金	平成30年 1月	平成30年 4月	44,863
	(仮)訪問看護ステーション デューン泉佐野 阪南営業所	大阪府 泉佐野市	営業所	3,000		自己資金	平成30年 3月	平成30年 4月	23,159
	(仮)訪問看護ステーション デューン京田辺	京都府 京田辺市	事業所	3,000		自己資金	平成30年 2月	平成30年 5月	17,654
	(仮)訪問看護ステーション デューン立花	兵庫県 尼崎市	事業所	3,000		自己資金	平成30年 7月	平成30年 10月	5,733
	(仮)訪問看護ステーション デューン浪速 天下茶屋営業所	大阪市 西成区	営業所	3,000		自己資金	平成30年 8月	平成30年 9月	9,718
	(仮)訪問看護ステーション デューン東成 営業所	大阪市 東成区	営業所	3,000		自己資金	平成30年 9月	平成30年 10月	6,142
	中国・四国エリア								
	(仮)訪問看護ステーション デューン東広島	広島県 東広島市	事業所	3,000	2,967	自己資金	平成29年 12月	平成30年 5月	16,516
	(仮)訪問看護ステーション デューン新倉敷	岡山県 倉敷市	事業所	3,000	569	自己資金	平成30年 1月	平成30年 4月	24,615
	九州エリア								
	(仮)訪問看護ステーション デューン益城	熊本県 益城町	事業所	3,000		自己資金	平成30年 1月	平成30年 4月	32,669
	(仮)訪問看護ステーション デューン長崎	長崎県 長崎市	事業所	3,000		自己資金	平成30年 1月	平成30年 4月	2,866
	(仮)訪問看護ステーション デューン中津	大分県 中津市	事業所	3,000		自己資金	平成30年 1月	平成30年 4月	4,368
	(仮)訪問看護ステーション デューン西都	宮崎県 西都市	事業所	3,000		自己資金	平成30年 2月	平成30年 5月	14,742
	(仮)訪問看護ステーション デューン西熊本	熊本市 西区	事業所	3,000		自己資金	平成30年 6月	平成30年 9月	11,921

(注) 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	33,500,000
計	33,500,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成29年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年3月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	13,210,000	13,210,000	東京証券取引所 第一部	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式であ り、単元株式数は100株であ ります。
計	13,210,000	13,210,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

平成26年2月26日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の数(個)	48 (注) 1、3	47 (注) 1、3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	48,000(注) 1、3	47,000(注) 1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,365(注) 2、3	1,365(注) 2、3
新株予約権の行使期間	平成27年4月1日から 平成34年3月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,365(注) 3 資本組入額 682.5(注) 3	発行価格 1,365(注) 3 資本組入額 682.5(注) 3
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員であることを要する。ただし、本新株予約権者が任期満了による退任または定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>本新株予約権者は、下記(a)及び(b)に掲げられる各条件を充たした場合に、割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数を、当該条件を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。</p> <p>(a) 平成26年12月期の経常利益が426百万円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の20%。</p> <p>(b) 平成27年12月期の経常利益が600百万円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の80%</p> <p>ただし、平成26年12月期の経常利益が326百万円を下回っている場合には、(a)及び(b)の達成に係らず、本新株予約権を行使することはできない。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

- 3 平成26年 4 月 3 日開催の取締役会決議により平成26年 5 月 1 日付で当社普通株式 1 株を 5 株に分割、また、平成26年 9 月25日開催の取締役会決議により平成26年10月24日付で当社普通株式 1 株を 2 株に分割しております。上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記 (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上記に定める行使期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件

上記に準じて決定する。

- (9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記に準じて決定する。

- (10) その他条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年6月17日 (注)1	835,825	837,500		232,500		202,500
平成25年8月28日 (注)2	355,000	1,192,500	244,950	477,450	244,950	447,450
平成25年9月27日 (注)3	61,500	1,254,000	42,435	519,885	42,435	489,885
平成25年10月31日 (注)4	25,500	1,279,500	17,850	537,735	17,850	507,735
平成26年1月31日 (注)5	5,000	1,284,500	3,500	541,235	3,500	511,235
平成26年5月1日 (注)6	5,138,000	6,422,500		541,235		511,235
平成26年7月29日 (注)7	100,000	6,522,500	141,050	682,285	141,050	652,285
平成26年8月6日 (注)8	30,000	6,552,500	42,315	724,600	42,315	694,600
平成26年10月24日 (注)9	6,552,500	13,105,000		724,600		694,600
平成26年12月31日 (注)10	70,000	13,175,000	4,900	729,500	4,900	699,500
平成28年1月31日 (注)11	35,000	13,210,000	2,450	731,950	2,450	701,950

(注) 1 平成25年5月15日開催の取締役会決議により、平成25年5月31日を基準日として平成25年6月17日付で当社普通株式1株を500株に分割しております。

2 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）

発行価格 1,500円

引受価額 1,380円

資本組入額 690円

3 有償一般募集（オーバーアロットメントによる売出しに関する第三者割当増資）

発行価格 1,500円

資本組入額 690円

割当先 野村證券株式会社

4 新株予約権の行使により、発行済株式総数が25,500株、資本金が17,850千円及び資本準備金が17,850千円増加しております。

5 新株予約権の行使により、発行済株式総数が5,000株、資本金が3,500千円及び資本準備金が3,500千円増加しております。

6 平成26年4月3日開催の取締役会決議により、平成26年4月30日を基準日として平成26年5月1日付で当社普通株式1株を5株に分割しております。

- 7 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）
 発行価格 3,007 円
 引受価額 2,821 円
 資本組入額 1,410.50 円
- 8 有償一般募集（オーバーアロットメントによる売出しに関する第三者割当増資）
 発行価格 3,007 円
 資本組入額 1,410.50 円
 割当先 いちよし証券株式会社
- 9 平成26年9月25日開催の取締役会決議により、平成26年10月23日を基準日として平成26年10月24日付で当社普通株式1株を2株に分割しております。
- 10 新株予約権の行使により、発行済株式総数が70,000株、資本金が4,900千円及び資本準備金が4,900千円増加しております。
- 11 新株予約権の行使により、発行済株式総数が35,000株、資本金が2,450千円及び資本準備金が2,450千円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成29年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		21	27	67	66	14	9,685	9,880	
所有株式数(単元)		28,816	3,003	10,233	56,405	32	33,592	132,081	1,900
所有株式数の割合(%)		21.82	2.27	7.75	42.70	0.02	25.43	100.00	

(注) 自己株式212,300株は、「個人その他」に2,123単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成29年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW (常 任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	5TH FLOOR TRINITY TOWER 9, THOMAS MORE STREET LONDON, E1W 1YT, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1)	1,234,936	9.35
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,079,700	8.17
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS-UNITED KINGDOM (常任代理人 香港上海 銀行東京支店カストディ業務 部)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	900,000	6.81
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	613,300	4.64
株式会社K・カンパニー	大阪府大阪市西区北堀江2丁目15-16	500,000	3.79
野口 和輝	大阪府大阪市北区	494,000	3.74
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB) (常 任代理人 野村證券株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC 4R 3AB, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1丁目9-1)	398,500	3.02
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 380578) (常任代理人 株 式会社みずほ銀行決済営業部)	EUROPIAN BANK AND BUSINESS CENTER 6, ROUTE DE TREVES, L-2633 SENNINGERBERG, LUXEMBOURG (東 京都港区港南2丁目15-1)	343,500	2.60
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019) (常任代理人 香港上海銀行東京支店カスト ディ業務部)	RUE MONTOYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東 京都港区港南2丁目15-1)	290,400	2.20
THE BANK OF NEW YORK 133522) (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	RUE MONTOYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東 京都港区2丁目15-1)	284,100	2.15
計		6,138,436	46.47

(注) 1. 平成30年2月13日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、テンプレトン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー(Templeton Investment Counsel, LLC)及びその共同保有者であるフランクリン・テンプレトン・インベストメント・コープ(Franklin Templeton Investments Corp.)が平成30年2月6日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
テンプレトン・インベ ストメント・カウンセル・ エルエルシー(Templeton Investment Counsel, LLC)	アメリカ合衆国 33301、フロリダ州、 フォート・ローダデイル、セカンドス トリート、サウスイースト300(300 S.E. 2nd Street, Fort Lauderdale, Florida 33301 United States)	1,582,200	11.98
フランクリン・テンプレ トン・インベストメン ツ・コープ(Franklin Templeton Investments Corp.)	カナダ M2N0A7、オンタリオ州、トロ ント、スイート1200、ヤング・スト リート5000	266,900	2.02
計		1,849,100	14.00

2. 平成30年1月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社及びその共同保有者である Invesco Asset Management Limitedが平成30年1月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
インベスコ・アセット・マネジメント株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー14階	739,200	5.60
Invesco Asset Management Limited	Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley-on-Thames,Oxfordshire, RG9 1HH, United Kingdom	207,900	1.57
計		947,100	7.17

3. 平成30年1月12日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、野村證券株式会社及びその共同保有者であるノムラ インターナショナル ピーエルシー(NOMURA INTERNATIONAL PLC)、野村アセットマネジメント株式会社が平成30年1月4日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	33,200	0.25
ノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)	1 Angel Lane London EC4R 3AB, United Kingdom	1,287,200	9.74
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	257,000	1.95
計		1,577,400	11.94

4. 平成30年1月10日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びその共同保有者であるジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー(J.P. Morgan Securities LLC)が平成29年12月29日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルディング	600,300	4.54
ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー(J.P. Morgan Securities LLC)	アメリカ合衆国、ニューヨーク州 10179 ニューヨーク市 マディソン・アベニュー383番地	23,500	0.18
計		623,800	4.72

5. 平成29年12月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、みずほ証券株式会社及びその共同保有者であるアセットマネジメントOne株式会社が平成29年11月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	17,000	0.13
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	510,900	3.87
合計		527,600	3.99

6. 平成29年12月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、モルガン・スタンレーMUFG証券会社及びその共同保有者であるモルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー(Morgan Stanley & Co. International plc)、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・エルエルシー(Morgan Stanley & Co. LLC)が平成29年11月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
モルガン・スタンレーMUFG証券会社	東京都千代田区大手町一丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティサウスタワー	16,900	0.13
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー (Morgan Stanley & Co. International plc)	英国 ロンドン カナリーワフ 25 カボットスクエア E14 4QA(25 Cabot Square, Canary Wharf, London E14 4QA, United Kingdom)	353,300	2.67
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・エルエルシー (Morgan Stanley & Co. LLC)	アメリカ合衆国 19801 デラウェア州 ウィルミントン、オレンジ・ストリート1209 コーポレーション・トラスト・センター、ザ・コーポレーション・トラスト・カンパニー気付(c/o The Corporation Trust Company (ED) Corporation Trust Center, 1209 Crange Street Wilmington, ED 19801 United Staes)	320,200	2.42
計		656,600	4.97

7. 平成29年11月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、シュローダー・インベスト・マネジメント株式会社が平成29年11月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
シュローダー・インベスト・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内1-8-3	539,500	4.08

8. 平成26年11月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、シオズミアセットマネジメント株式会社が平成26年10月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
シオズミアセットマネジメント株式会社	東京都港区西新橋3-13-7MG愛宕ビル7階	856,000	6.53

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成29年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 212,300		
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,995,800	129,958	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 1,900		
発行済株式総数	13,210,000		
総株主の議決権		129,958	

【自己株式等】

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社N・フィールド	大阪市北区堂島 浜一丁目4-4	212,300	-	212,300	1.6
計	-	212,300	-	212,300	1.6

(9) 【ストックオプション制度の内容】

平成26年2月26日開催の臨時取締役会における決議に基づくもの

決議年月日	平成26年 2 月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6 名及び当社執行役員 6 名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況 新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 退任による権利の喪失及び職位変更により、本書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役 1 名及び任期満了による取締役退任者 4 名となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号による普通株式の取得、会社法第155条第7号による普通株式の取得及び会社法第155条第13号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(平成29年5月9日)での決議状況 (取得期間平成29年5月10日~平成29年7月7日)	80,000	100,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	73,600	99,927
残存決議株式の総数及び価額の総額	6,400	72
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	8.00	0.07
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	8.00	0.07

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	4,400	
当期間における取得自己株式	27	52

(注) 当期間における取得自己株式には、平成30年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他(譲渡制限付株式報酬として処分を行った取得自己株式)	75,000	77,581		
その他(ストックオプションとして処分を行った取得自己株式)	7,000	7,098		
保有自己株式数	212,300		212,327	

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成30年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と認識しております。利益配分に関する基本方針については、企業体質の強化と将来の事業展開のために内部留保の充実を図るとともに、配当性向25%目安を行うことを基本方針としており、また、成長投資とのバランスに鑑みた機動的な自己株式の取得も検討してまいります。

当社の剰余金の配当は、期末配当を基本的な方針としており、定款において中間配当を行うことができる旨も定めております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、継続的な安定配当の基本方針のもと1株当たり5円（期末配当5円）としております。

内部留保資金の用途につきましては、自社株購入や拠点開設費用として投入していくこととしております。

（注）基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成30年3月23日 定時株主総会決議	64,988	5

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月	平成29年12月
最高(円)	15,220	22,620 4,720 2,020	2,109	2,050	2,160
最低(円)	2,952	9,640 2,513 1,602	1,265	760	1,192

- (注) 1 当社株式は、平成25年8月29日から東京証券取引所マザーズ市場、平成27年4月17日から東京証券取引所第一部市場に上場しております。
- 2 最高・最低株価は、上記1の該当市場における株価を記載しております。
- 3 第12期の最高・最低株価のうち、印は株式分割(平成26年5月1日付 1株 5株)による権利落後の株価であります。また、印は株式分割(平成26年10月24日付 1株 2株)による権利落後の株価であります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	1,603	1,616	1,793	2,148	2,160	1,630
最低(円)	1,422	1,260	1,192	1,710	1,414	1,433

- (注) 1 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員 の 状況】

男性7名 女性0名 (役員のうち女性の比率0.00%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	-	又吉 弘章	昭和46年11月4日生	平成9年4月 独立行政法人国立病院機構やまと精神医療センター入職 平成23年4月 同機構 紫香染病院入職 平成24年2月 当社入社 平成25年9月 執行役員就任 平成25年9月 執行役員 居宅事業本部長補佐 平成26年3月 取締役就任 平成26年3月 取締役 居宅事業本部関西・中部・中国エリア担当 平成27年3月 取締役退任 平成27年3月 執行役員 居宅事業本部 平成28年3月 取締役就任 平成28年3月 取締役 居宅事業本部福岡支店長 平成28年5月 常務取締役 居宅事業本部福岡支店長就任 平成28年7月 常務取締役 居宅事業本部長就任 平成29年3月 取締役副社長 居宅事業本部長就任 平成29年7月 代表取締役社長就任(現任)	(注)3	13,000
専務取締役	管理 本部長	久保 明	昭和44年5月10日生	平成16年11月 株式会社JCLバイオアッセイ入社 平成20年6月 同社取締役就任 平成25年6月 同社取締役退任 平成25年6月 当社入社 管理本部総務部長 平成25年12月 経営企画室長 平成26年3月 執行役員就任 平成26年3月 執行役員 経営企画室長 平成27年3月 取締役就任 平成27年3月 取締役 経営企画室長兼レセプト管理部長 平成28年3月 常務取締役 経営企画室長就任 平成28年7月 常務取締役 管理本部長 平成29年3月 専務取締役 管理本部長就任(現任)	(注)3	20,000
常務取締役	居宅事業 本部 福 岡支店長	吉田 秀樹	昭和55年1月29日生	平成20年9月 独立行政法人国立病院機構菊池病院入職 平成26年3月 当社入社 平成26年12月 居宅事業本部関東東エリア部長 平成27年12月 執行役員就任 平成27年12月 執行役員 居宅事業本部九州 エリア部長 平成28年3月 取締役就任 平成28年3月 取締役 居宅事業本部九州 エリア担当 平成28年7月 取締役 居宅事業本部福岡支店長就任 平成29年3月 常務取締役 居宅事業本部福岡支店長就任(現任)	(注)3	7,000
取締役 (監査等委員)	-	前野 博	昭和27年6月25日生	昭和50年4月 大阪国税庁 平成11年7月 前野博税理士事務所開設(現任) 平成22年2月 当社社外監査役就任 平成28年3月 当社社外取締役(監視塔委員)(現任)	(注)2、 4、5	-
取締役 (監査等委員)	-	田中 浩一	昭和29年12月22日生	昭和54年4月 一吉証券株式会社入社 昭和23年4月 同社執行役員 紀州アドバイザー本部長 平成25年12月 当社入社 管理本部総務部長 平成27年1月 有限会社 糸山介護センター入社 管理部長 平成30年3月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)4、 5	-
取締役 (監査等委員)	-	中島 泰	昭和21年11月14日生	昭和50年4月 大阪法務局入庁 平成15年4月 奈良地方法務局長 平成21年4月 大阪家庭裁判所家事調停委員 平成30年3月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)2、 4、5	-
取締役 (監査等委員)	-	三好 吉安	昭和46年11月5日生	平成8年3月 東京地方裁判所事務官 平成10年4月 横浜地方裁判所書記官 平成14年10月 弁護士登録 平成30年3月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)2、 4、5	-
計						40,000

- (注) 1 当社は、監査等委員会設置会社であります。
- 2 取締役 前野博、取締役 中島泰及び取締役 三好吉安は、社外取締役であります。
- 3 監査等委員以外の取締役の任期は、平成30年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査等委員である取締役の任期は、平成31年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 監査等委員会の体制は、次のとおりであります。
- 委員長 田中浩一 委員 前野博 委員 中島泰 委員 三好吉安

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスに関し、経営上の最重要課題の一つと位置付け、すべてのステークホルダーの利益を重視しつつ、経営管理組織、体制を整備し、経営効率の向上、経営監視機能の強化、法令遵守の徹底に取り組んでおります。

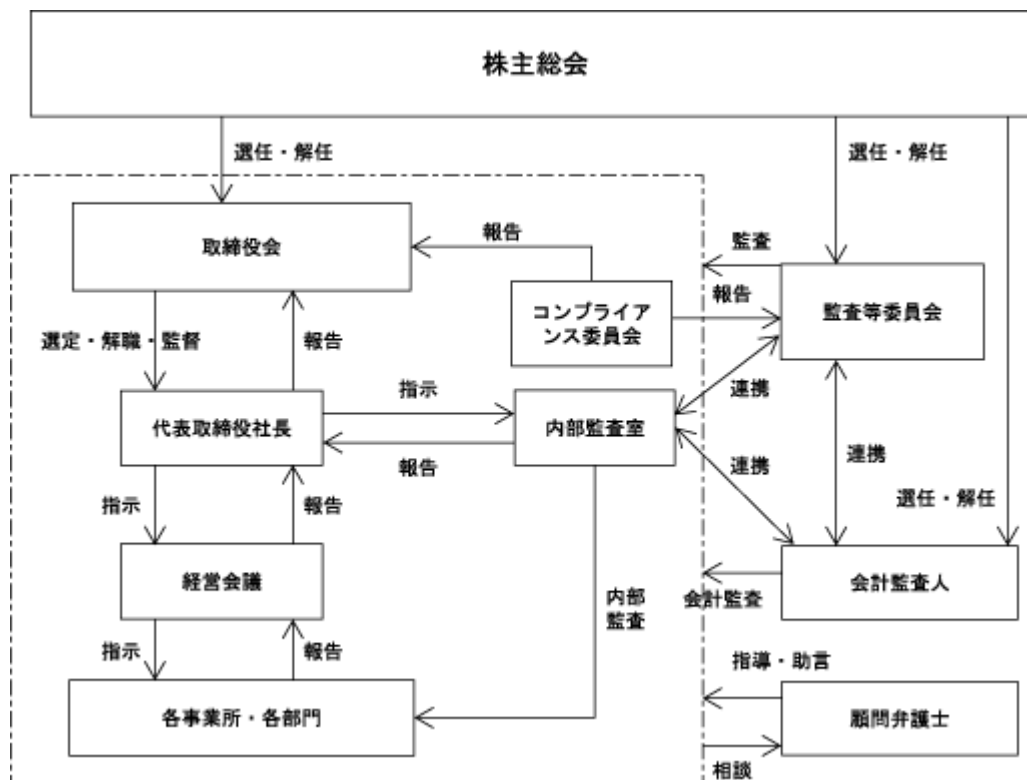
企業統治の体制及び内部統制システムの整備の状況等

イ 企業統治の体制の概要

当社は、株主総会を会社の最高意思決定機関として、毎事業年度終了後3ヶ月以内に定時株主総会を開催しております。

会社の意思決定機関の取締役会は、取締役7名（うち社外取締役3名）で構成され、毎月1回開催し必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、経営目標や経営戦略等の重要な事業戦略を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。また、当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）により監査等委員会を構成しております。監査等委員会は毎月1回開催し必要に応じて臨時監査等委員会を開催しており、ガバナンスのあり方とその運用状況を監視するとともに、取締役の職務執行を含む日常活動の監査を行っております。また、会計監査人や内部監査室と連携し、実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。

当社のコーポレート・ガバナンス体制について図示すると、次のとおりであります。



□ 企業統治の体制を採用する理由

当社は、取締役会、監査等委員会を中心としたコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。この体制の下、取締役会においては、質問や意見が活発に行われ、意思決定をするために十分な情報が提供・共有される体制となっています。また、監査等委員会が会計監査人や内部監査室と連携を図っており、客観的中立な立場から経営を監視する事が十分にできるため、現状の体制となっております。

八 内部統制システム整備の状況

当社は、会社法第362条第4項第6号に規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な物として法務省令で定める体制」（内部統制システム）の整備に向けて、平成24年4月16日の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針について」を定める決議を行っており、以後、会社法改正等に対応した修正を行い、概要は以下のとおりとなっております。

a 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制

取締役は、コンプライアンスの確立が経営の根幹である事を深く自覚し、「コンプライアンス規程」他コンプライアンスに関する諸規程を率先して誠実に遵守するとともに、使用人の理解を深め、コンプライアンスを確保する体制を構築しております。

コンプライアンス体制を推進するために、使用人の中から1名「法令遵守責任者（コンプライアンスリーダー）」を、各部、各事業所から1名以上の「コンプライアンス担当者」を選任しております。その役割として社内の法令遵守状況を把握し、必要に応じて改善への働きかけを行うとともに、社内にコンプライアンス違反行為があった場合は、直ちに取締役会へ報告される体制を構築しております。

取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、当社と利害関係を有しない社外取締役を選任しております。

コンプライアンスに係る通報機能を強化するため、取締役及び使用人を対象とした内部通報体制を構築しております。

反社会的勢力を断固として排除する姿勢を明確にし、取締役及び使用人すべてに反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を持たないこと、及び反社会的勢力を利用しないことを徹底しております。

他の業務執行部門から独立した内部監査室による内部監査を実施しております。内部監査を通じて各部門の法令・定款・社内規定の遵守状況の監査・内部管理体制の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことにより、使用人の職務執行の適正性を確保しております。

b 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報につき、法令・定款及び「社内情報管理規程」「文書管理規程」等に基づき適切に保存及び管理を行っております。また、「内部情報管理規程」等に基づき、機密情報の管理を行うことを全社的に推進、徹底しております。

c 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクを一元的に管理し、主要なリスクを抽出、予防の方策、またリスクが発生した場合は迅速な情報収集、分析的確に行い、被害を最小限に食い止め、再発を防止し、当社の企業価値を保全するための体制を構築しております。そのため、リスクに緊急に対応すべく、状況に応じてリスク対策のための会議を設置し、「リスク管理規程」に従った運用及び管理のもと、リスクへの対策を適切に実施しております。

d 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

事業運営について、経営方針や中期事業計画に基づき、その実行計画として年度予算を月度単位で策定し、毎月、経営会議（部長以上の管理職及び役員）を開催し、各事業所の売上高及び営業利益実績について、予算実績差異分析を実施し、報告、検討を行っております。取締役はこの報告を受け、定時取締役会で経営上及び予算執行上の重要な課題についての意思決定を行っております。

月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督を行っております。

企業経営及び日常業務に関して、経営上の判断が必要な場合など、弁護士等と協議し、適宜適切なアドバイスを受け、会社経営における効率性と適法性及び法務リスク管理体制の強化を図っております。また、会計監査を担当する監査法人と、定期的な監査のほか、会計上の課題について随時確認を取り、会計処理並びに内部統制組織の適正性の確保に努めております。

日常の職務執行に際しては、職務権限規程に基づき権限の委譲が行われ、各管理職位の権限関係と責任の所在を明確に定めて、会社業務の組織的かつ効果的な運営を図ることができる体制を構築しております。

e 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人については、管理本部長が監査等委員会と協議し、当該従業員の配置を協議のうえ決定することとしております。また、各監査等委員が内部監査室や管理部門などの業務執行に係る従業員に対して、監査等委員の職務の補助を一時的に依頼した場合についても、同様の体制となっております。

f 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）

からの独立性に関する事項、及び当該使用人に関する指示の実効性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査等委員会の同意を得た上で決定します。

監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行するものとしませんが、監査等委員でない取締役からの独立性に影響がなく監査等委員会の同意を得た場合については、当社の業務執行に係る役職を兼務することができることとしております。

g 当社の監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

各監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、取締役会の他重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めております。

監査等委員会は代表取締役と常時意見交換を行い、経営方針の確認や、監査上の重要課題についての情報を共有しております。

監査等委員会は内部監査室と監査法人と情報を共有するとともに、必要に応じて社内情報の把握に努めております。

監査等委員でない取締役及び使用人からの法令違反や不正行為に関する通報、報告に関する適正な仕組み（内部通報制度）を定めております。

h 当社の監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制

内部通報制度において、通報、報告したことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止しております。

i 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払又は償還の手續きに係る方針

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査等委員の請求に従い円滑に行っております。

j その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査等委員会による監査が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備に努めております。また、監査等委員会が監査の実施にあたり必要と認めるときは弁護士その他のアドバイザーを任用する機会を保障します。

内部監査の状況

当社は、内部管理体制強化のために、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査室長1名を配置しております。

内部監査室は、当社の定める「内部監査規程」に基づき、当社の業務運営と財産管理の実態を調査し諸法令、定款及び各規程集の準拠性を確認するという観点から、全部門を対象に監査を実施しております。

監査結果は代表取締役社長に報告され、業務活動の改善及び適切な運営に資するよう勧告、助言等を行っております。また、監査等委員会、会計監査人と連携を図ることで、より実効性の高い監査を実施しております。

社外取締役

当社の社外取締役は3名であります。社外取締役の中島泰氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、法務行政に長きにわたり携わり、法務に関する専門的知識や豊富な経験・見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行頂けるものと判断し、選任致しました。

社外取締役の前野博は税理士としての専門的見地から、経営者から独立した立場で監査を行っており、社外取締役の大野芳弘は司法書士としての専門的見地から、経営から独立した立場で監査を行っております。

社外取締役の三好吉安氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査体制にいかして頂く為、社外取締役として選任致しました。

当社は、社外取締役には高い見識に基づく客観的な視点での取締役会への助言及び各取締役の業務執行の監督を行う役割を期待しております。

社外取締役である前野博、中島泰及び三好吉安との間に特別な利害関係はありません。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係について、社外取締役は、取締役会及び監査等委員会のほか、定期的及び随時に内部監査室及び会計監査人との間でミーティングを行い、情報の共有及び意見交換を行っております。

なお、社外取締役の前野博及び社外取締役の中島泰、社外取締役の三好吉安は、有価証券上場規程施行規則等に規定される独立役員としての資格を有していることから、独立役員に指定しております。また、社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、その選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて一般株主と利益相反を生じるおそれがなく、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できることを条件に、個別に判断しております。

役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	譲渡制限付株式報酬	賞与	退職慰労金	
取締役(監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	233,140	220,350	12,790			13
社外役員	13,200	13,200				3

ロ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

監査等委員以外の取締役の報酬等は、基本報酬、賞与、退職慰労金及び譲渡制限付株式報酬で構成されております。監査等委員以外の取締役の報酬は、株主総会の決議によって決定した取締役の報酬総額の限度額内において、取締役会で定める内規に基づき、各取締役が担当する役割、地位、業績ならびに貢献度等を勘案し、取締役会で決定しております。

また、監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会の決議によって決定した監査等委員である取締役の報酬総額の限度額内において、職務分担等を勘案し、監査等委員会で決定しております。

なお、当社は、取締役(社外取締役を除く。)及び執行役員に対して、当社の企業価値の長期的かつ持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、有限責任監査法人トーマツに所属する辻内章氏、中田信之氏であり、また、当社の会計監査業務に係る補助者は公認会計士2名、その他4名であります。監査等委員である取締役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど、連携を図っております。

取締役会にて決議できる株主総会決議事項

イ 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得できる旨定款に定めております。

ロ 剰余金の配当

当社は、期末において年1回、剰余金の配当を行うこととしており、配当の決定機関は株主総会としております。

取締役の定数

当社の取締役は22名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任について

当社は、取締役の選任に関する株主総会の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における取締役の選任に関する定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするためであります。

責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。当該定款に基づき、その期待される役割を十分に発揮できるよう、全ての社外取締役と責任限定契約を締結しております。責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

(社外取締役との責任限定契約)

会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとします。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことが出来る旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
16,500		18,000	

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定方針は特に定めておりませんが、当社の事業規模、監査日数及び業務の特性等を勘案した上で決定し、監査等委員会において同意しております。

第5 【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、監査法人等の主催する各種セミナーへの参加や財務会計の専門書の購読等積極的な情報収集活動を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	351,484	766,577
売掛金	1,218,098	1,530,851
貯蔵品	2,744	1,706
前払費用	79,896	116,070
繰延税金資産	15,270	20,778
その他	10,222	15,827
貸倒引当金	1,326	1,411
流動資産合計	1,676,390	2,450,400
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	² 388,283	74,219
車両運搬具（純額）	23	0
工具、器具及び備品（純額）	23,243	19,297
土地	² 370,520	10,868
リース資産（純額）	10,809	3,632
有形固定資産合計	¹ 792,880	¹ 108,017
無形固定資産		
商標権	2,468	1,987
ソフトウェア	29,153	73,143
ソフトウェア仮勘定	74,915	87,317
無形固定資産合計	106,537	162,448
投資その他の資産		
役員及び従業員に対する長期貸付金	7,034	3,857
長期前払費用	9,010	44,191
繰延税金資産	12,955	26,550
差入保証金	162,928	175,051
その他	11,045	6,236
投資その他の資産合計	202,973	255,888
固定資産合計	1,102,392	526,353
資産合計	2,778,782	2,976,754

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	3 100,000	-
1年内返済予定の長期借入金	2 16,704	-
リース債務	8,252	3,215
未払金	470,179	521,266
未払費用	12,415	3,605
未払法人税等	130,555	173,398
前受金	11,753	9,800
預り金	124,297	207,433
賞与引当金	19,306	22,879
その他	10,548	18,471
流動負債合計	904,012	960,070
固定負債		
長期借入金	2 130,240	-
リース債務	4,273	939
退職給付引当金	42,266	61,582
固定負債合計	176,780	62,521
負債合計	1,080,793	1,022,592
純資産の部		
株主資本		
資本金	731,950	731,950
資本剰余金		
資本準備金	701,950	701,950
その他資本剰余金	-	20,846
資本剰余金合計	701,950	722,796
利益剰余金		
利益準備金	200	200
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	463,455	714,096
利益剰余金合計	463,655	714,296
自己株式	199,949	215,198
株主資本合計	1,697,606	1,953,844
新株予約権	382	316
純資産合計	1,697,989	1,954,161
負債純資産合計	2,778,782	2,976,754

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 至	平成28年 1月 1日 平成28年12月31日)	(自 至	平成29年 1月 1日 平成29年12月31日)
売上高		6,089,989		8,024,732
売上原価		4,538,241		6,166,187
売上総利益		1,551,748		1,858,545
販売費及び一般管理費				
広告宣伝費		14,748		19,277
貸倒引当金繰入額		423		84
役員報酬		213,500		233,550
給料及び手当		146,036		200,774
賞与引当金繰入額		439		624
退職給付費用		92		660
旅費及び交通費		23,440		33,873
交際費		33,377		35,223
支払手数料		300,223		312,250
地代家賃		61,129		82,737
減価償却費		24,251		25,500
その他		247,221		350,031
販売費及び一般管理費合計		1,064,884		1,294,588
営業利益		486,863		563,956
営業外収益				
受取利息		545		406
受取手数料		438		1,041
受取保険金		659		1,305
助成金収入		-		1,940
保険解約返戻金		4,382		-
営業外収益合計		6,025		4,693
営業外費用				
支払利息		2,932		934
自己株式取得費用		1,063		899
雑損失		-		5,627
営業外費用合計		3,995		7,461
経常利益		488,893		561,188
特別利益				
固定資産売却益	1	2,273	1	60,141
自己新株予約権消却益		1,663		-
その他		33		19
特別利益合計		3,969		60,160
特別損失				
固定資産売却損		-	2	41,673
固定資産除却損	3	6,296	3	2,542
特別損失合計		6,296		44,216
税引前当期純利益		486,566		577,133
法人税、住民税及び事業税		239,590		280,627
法人税等調整額		3,741		19,103
法人税等合計		235,849		261,524
当期純利益		250,717		315,608

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)		当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	3,333,482	73.5	4,635,189	75.2
経費		1,204,759	26.5	1,530,997	24.8
当期売上原価		4,538,241	100.0	6,166,187	100.0

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
地代家賃	561,798	720,218
支払リース料	90,667	146,809
旅費及び交通費	75,136	90,158
通信費	62,784	86,042
減価償却費	37,957	28,955

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本							新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式			株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	729,500	699,500	699,500	200	278,613	278,813	-	1,707,813	2,079	1,709,892
当期変動額										
新株の発行	2,450	2,450	2,450					4,900		4,900
剰余金の配当					65,875	65,875		65,875		65,875
当期純利益					250,717	250,717		250,717		250,717
自己株式の取得							199,949	199,949		199,949
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									1,696	1,696
当期変動額合計	2,450	2,450	2,450	-	184,842	184,842	199,949	10,207	1,696	11,903
当期末残高	731,950	701,950	701,950	200	463,455	463,655	199,949	1,697,606	382	1,697,989

当事業年度(自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	731,950	701,950	-	701,950	200	463,455	463,655
当期変動額							
新株の発行	-	-		-			
剰余金の配当						64,968	64,968
当期純利益						315,608	315,608
自己株式の取得							
自己株式の処分			20,846	20,846			
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	20,846	20,846	-	250,640	250,640
当期末残高	731,950	701,950	20,846	722,796	200	714,096	714,296

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	199,949	1,697,606	382	1,697,989
当期変動額				
新株の発行		-		-
剰余金の配当		64,968		64,968
当期純利益		315,608		315,608
自己株式の取得	99,927	99,927		99,927
自己株式の処分	84,679	105,526		105,526
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			66	66
当期変動額合計	15,248	256,238	66	256,172
当期末残高	215,198	1,953,844	316	1,954,161

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 至	平成28年1月1日 平成28年12月31日)	(自 至	平成29年1月1日 平成29年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期純利益		486,566		577,133
減価償却費		62,208		54,456
貸倒引当金の増減額（は減少）		423		84
賞与引当金の増減額（は減少）		6,612		3,573
退職給付引当金の増減額（は減少）		16,100		19,315
受取利息及び受取配当金		545		406
支払利息		2,932		934
自己株式取得費用		1,063		899
自己新株予約権消却益		1,663		-
固定資産除却損		6,296		2,542
固定資産売却損益（は益）		2,273		18,467
売上債権の増減額（は増加）		302,046		312,752
たな卸資産の増減額（は増加）		921		1,037
未払金の増減額（は減少）		188,201		50,868
預り金の増減額（は減少）		34,181		83,136
その他		4,527		42,514
小計		492,611		504,869
利息及び配当金の受取額		545		406
利息の支払額		2,932		934
法人税等の支払額		264,591		249,759
法人税等の還付額		-		69
保険金の受取額		5,042		1,305
営業活動によるキャッシュ・フロー		230,675		255,957
投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得による支出		24,953		18,545
有形固定資産の売却による収入		2,826		673,896
無形固定資産の取得による支出		30,377		74,167
貸付けによる支出		10,150		-
貸付金の回収による収入		13,982		4,414
差入保証金の差入による支出		64,487		29,375
差入保証金の回収による収入		5,749		15,868
その他		3,170		1,888
投資活動によるキャッシュ・フロー		104,240		570,202
財務活動によるキャッシュ・フロー				
短期借入金の純増減額（は減少）		100,000		100,000
長期借入金の返済による支出		16,704		146,944
配当金の支払額		65,603		64,749
株式の発行による収入		4,900		-
リース債務の返済による支出		15,945		8,371
自己株式の取得による支出		201,013		100,827
自己株式の処分による収入		-		9,555
財務活動によるキャッシュ・フロー		194,366		411,337
現金及び現金同等物の増減額（は減少）		67,932		414,821
現金及び現金同等物の期首残高		419,688		351,755
現金及び現金同等物の期末残高	1	351,755	1	766,577

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

個別法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～50年

車両運搬具 2～4年

工具、器具及び備品 3～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

商標権 10年

また、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

均等償却によっております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(2年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなることとしております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税等は其他資産に計上し、5年間で償却を行っております。

（表示方法の変更）

前事業年度において各資産科目に対する控除科目として独立掲記しておりました有形固定資産に対する減価償却累計額は、有形固定資産の重要性が乏しくなったため、各資産の金額から直接控除して表示し、当該減価償却累計額を注記事項に記載する方法に変更しております。なお、この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、有形固定資産の「建物」473,262千円、「減価償却累計額」84,979千円、「車両運搬具」15,144千円、「減価償却累計額」15,121千円、「工具、器具及び備品」51,024千円、「減価償却累計額」27,780千円、「リース資産」73,869千円、「減価償却累計額」63,059千円は、それぞれ「建物（純額）」、「車両運搬具（純額）」、「工具、器具及び備品（純額）」、「リース資産（純額）」として組み替えております。

（追加情報）

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度より適用しております。

（貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	190,941千円	112,705千円

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
建物	137,399千円	千円
土地	155,027千円	千円
合計	292,426千円	千円

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
1年内返済予定の長期借入金	16,704千円	千円
長期借入金	130,240千円	千円
合計	146,944千円	千円

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
当座貸越極度額	1,900,000千円	1,900,000千円
借入実行残高	100,000千円	千円
差引額	1,800,000千円	1,900,000千円

(損益計算書関係)

1 固定資産売却益の内容は次の通りであります。

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
土地及び建物等	千円	60,141千円
車両運搬具	2,273千円	千円

2 固定資産売却損の内容は次の通りであります。

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
土地及び建物等	千円	41,673千円

3 固定資産除却損の内容は次の通りであります。

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
建物	1,512千円	43千円
車両運搬具	0千円	0千円
工具、器具及び備品	1,268千円	2,219千円
ソフトウェア	3,515千円	280千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	13,175,000	35,000		13,210,000

(変動事由の概要)

新株予約権の権利行使による増加 35,000株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)		216,300		216,300

(変動事由の概要)

平成28年2月8日の取締役会の決議による自己株式の取得 216,300株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
提出会社	平成24年有償ストック・オプションとしての新株予約権						
	平成26年有償ストック・オプションとしての新株予約権					382	
合計						382	

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年 3月25日 定時株主総会	普通株式	65,875	5.00	平成27年 12月31日	平成28年 3月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年 3月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	64,968	5.00	平成28年 12月31日	平成29年 3月27日

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	13,210,000			13,210,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	216,300	78,000	82,000	212,300

(変動事由の概要)

(増加要因)

平成29年5月9日の臨時取締役会の決議による自己株式の取得 73,600株

平成29年8月4日及び11月30日の株式報酬制度適用者の退任による自己株式の取得 4,400株

(減少要因)

平成29年4月18日の臨時取締役会の決議による株式報酬制度による自己株式の処分 75,000株

平成29年12月25日の新株予約権の権利行使による自己株式の処分 7,000株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業 年度末残高 (千円)
			当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	
提出会社	平成26年ストック・オプションとしての新株予約権						
	平成28年有償ストック・オプションとしての新株予約権					316	
合計						316	

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年 3月24日 定時株主総会	普通株式	64,968	5.00	平成28年 12月31日	平成29年 3月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年 3月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	64,988	5.00	平成29年 12月31日	平成30年 3月26日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
現金及び預金勘定	351,484千円	766,577千円
預入期間が3ヶ月を 超える定期預金等	271千円	千円
現金及び現金同等物	351,755千円	766,577千円

(リース取引関係)

- 1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産 主として、居宅事業関連における車両運搬具であります。

リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

- 2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
1年内	143,534千円	185,116千円
1年超	355,354千円	356,692千円
合計	498,888千円	541,809千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について、短期的な預金等を中心に行い、また必要な資金は銀行からの借入により調達しております。デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及びその他金銭債権である差入保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。

当該信用リスクに関しては、取引ごとの期日管理及び残高管理を行ってリスク低減を図っております。

営業債務である未払金等は、1年以内の支払期日であります。また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、各部署からの報告に基づき、財務経理部が適時に資金繰表を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)をご参照下さい。)

前事業年度(平成28年12月31日)

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	351,484	351,484	
(2) 売掛金	1,218,098	1,218,098	
資産計	1,569,583	1,569,583	
(1) 短期借入金	100,000	100,000	
(2) 未払金	470,179	470,179	
(3) 未払法人税等	130,555	130,555	
(4) 預り金	124,297	124,297	
(5) 長期借入金()	146,944	146,944	
負債計	971,976	971,976	

() 長期借入金には、1年以内に期限の到来する金額を含めております。

当事業年度(平成29年12月31日)

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	766,577	766,577	
(2) 売掛金	1,530,851	1,530,851	
資産計	2,297,428	2,297,428	
(1) 短期借入金			
(2) 未払金	521,266	521,266	
(3) 未払法人税等	173,398	173,398	
(4) 預り金	207,433	207,433	
(5) 長期借入金			
負債計	902,098	902,098	

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1)短期借入金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、変動金利によるため、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	平成28年12月31日	平成29年12月31日
差入保証金	162,928	175,051

賃借期間の延長可能な契約に係る差入保証金は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度(平成28年12月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	351,484			
売掛金	1,218,098			
合計	1,569,583			

差入保証金については、償還予定時期を明確に把握できないため、償還予定額を記載しておりません。

当事業年度(平成29年12月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	766,577			
売掛金	1,530,851			
合計	2,297,428			

差入保証金については、償還予定時期を明確に把握できないため、償還予定額を記載しておりません。

(注4) 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
前事業年度(平成28年12月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	100,000					
長期借入金	16,704	16,704	16,704	16,704	16,704	63,424
合計	116,704	16,704	16,704	16,704	16,704	63,424

当事業年度(平成29年12月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金						
長期借入金						
合計						

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(平成28年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成29年12月31日)

該当事項はありません。

2. 売却したその他有価証券

前事業年度(自平成28年1月1日至平成28年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成29年1月1日至平成29年12月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。

2 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度		当事業年度	
	(自 至	平成28年1月1日 平成28年12月31日)	(自 至	平成29年1月1日 平成29年12月31日)
退職給付債務の期首残高		25,162		40,076
勤務費用		19,004		27,637
利息費用		35		
数理計算上の差異の発生額		1,688		18,955
退職給付の支払額		2,437		6,976
その他				
退職給付債務の期末残高		40,076		79,693

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度		当事業年度	
	(平成28年12月31日)	(平成28年12月31日)	(平成29年12月31日)	(平成29年12月31日)
非積立型制度の退職給付債務		40,076		79,693
未積立退職給付債務		40,076		79,693
未認識数理計算上の差異		2,190		18,111
貸借対照表に計上された負債と資産の純額		42,266		61,582
退職給付引当金		42,266		61,582
貸借対照表に計上された負債と資産の純額		42,266		61,582

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度		当事業年度	
	(自 至	平成28年1月1日 平成28年12月31日)	(自 至	平成29年1月1日 平成29年12月31日)
勤務費用		19,004		27,637
利息費用		35		
数理計算上の差異の費用処理額		502		1,346
確定給付制度に係る退職給付費用		18,538		26,291

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前事業年度		当事業年度	
	(自 至	平成28年1月1日 平成28年12月31日)	(自 至	平成29年1月1日 平成29年12月31日)
割引率		0.00%		0.00%

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	6,510千円	8,988千円
貸倒引当金	408千円	434千円
賞与引当金	5,948千円	7,049千円
未払金	1,467千円	1,824千円
退職給付引当金	12,925千円	18,831千円
株式報酬費用	千円	5,703千円
その他	1,841千円	4,495千円
繰延税金資産小計	29,101千円	47,328千円
評価性引当額	876千円	千円
繰延税金資産合計	28,225千円	47,328千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
法定実効税率	33.0%	30.8%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.9%	1.9%
住民税均等割	15.8%	16.5%
評価性引当額の増減	0.1%	0.0%
法人税額の特別控除	2.5%	3.5%
その他	0.2%	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.5%	45.3%

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社は、本社、東京支店及び福岡支店の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

当社は、大阪府において、賃貸用のワンルームマンション(土地を含む。)を3棟有しておりましたが、当事業年度に全て売却しております。平成28年12月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は31,120千円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であります。平成29年12月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は25,930千円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位：千円)

		前事業年度 自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日	当事業年度 自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日
貸借対照表計上額	期首残高	594,146	578,791
	期中増減額	15,354	578,791
	期末残高	578,791	
期末時価		456,894	

- (注) 1 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2 期中増減額のうち前事業年度の減少は、減価償却費(15,354千円)であります。
当事業年度の減少は、減価償却費(12,919千円)と売却(443,975千円)であります。
3 期末時価は、土地については固定資産税評価額に基づき合理的に調整した金額、建物については適正な帳簿価額をもって時価とみなしております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、居宅事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
社会保険診療報酬支払基金大阪支部	816,773
社会保険診療報酬支払基金東京支部	685,005

(注) 当社は、単一セグメントであるためセグメントごとに記載していません。

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
社会保険診療報酬支払基金大阪支部	971,595
社会保険診療報酬支払基金東京支部	832,166

(注) 当社は、単一セグメントであるためセグメントごとに記載していません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等
前事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
1株当たり純資産額	130円65銭	150円32銭
1株当たり当期純利益金額	19円26銭	24円29銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	19円25銭	24円28銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	250,717	315,608
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	250,717	315,608
普通株式の期中平均株式数(株)	13,019,684	12,993,963
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	6,957	4,787
(うち新株予約権(株))	(6,957)	(4,787)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要		

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,697,989	1,954,161
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	382	316
(うち新株予約権(千円))	(382)	(316)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,697,606	1,953,844
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	12,993,700	12,997,700

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	473,262	2,672	376,405	99,529	25,310	20,686	74,219
車両運搬具	15,144		425	14,719	14,719	22	0
工具、器具及び備品	51,024	5,481	5,183	51,322	32,026	7,209	19,297
土地	370,520		359,652	10,868			10,868
リース資産	73,869		29,586	44,282	40,650	7,176	3,632
有形固定資産計	983,821	8,154	771,253	220,722	112,705	35,095	108,017
無形固定資産							
商標権	4,813			4,813	2,825	481	1,987
ソフトウェア	76,667	61,765	2,100	132,454	59,311	17,495	73,143
ソフトウェア仮勘定	74,915	78,713	66,311	87,317			87,317
無形固定資産計	156,396	140,478	68,411	224,585	62,136	17,976	162,448
長期前払費用	22,985 (5,314)	71,000 (64,123)	33,620 (28,171)	60,365 (41,266)	16,173	7,792	44,191 (41,266)

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

資産の種類	内容及び金額
ソフトウェア	基幹システム 61,765千円
ソフトウェア仮勘定	基幹システム 78,713千円

2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

資産の種類	内容及び金額
建物	デューン(本店) 39,375千円
土地	デューン(本店) 49,912千円
建物	ツインコート平野 107,812千円
土地	ツインコート平野 132,306千円
建物	フォレストスクエア西長堀 130,434千円
土地	フォレストスクエア西長堀 155,027千円
建物	メゾンエトワール寝屋川 18,384千円
土地	メゾンエトワール寝屋川 22,405千円

3. 長期前払費用の()内は内書で、支払手数料、保険料等の期間配分に係るものであり、減価償却費と性格が異なるため、当期末減価償却累計額又は償却累計額及び当期償却額の金額に含めておりません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	100,000			
1年以内に返済予定の長期借入金	16,704			
1年以内に返済予定のリース債務	8,252	3,215	2.36	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	130,240			
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	4,273	939	1.03	平成31年～平成32年
合計	259,470	4,154		

- (注) 1 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	939			

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,326	1,411		1,326	1,411
賞与引当金	19,306	22,879	19,306		22,879

- (注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっているため、該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	17,062
預金	
当座預金	250
別段預金	266
普通預金	748,997
計	749,514
合計	766,577

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
社会保険診療報酬支払基金 大阪支部	175,607
社会保険診療報酬支払基金 東京支部	152,820
東京都国民健康保険団体連合会	118,425
大阪府国民健康保険団体連合会	98,881
社会保険診療報酬支払基金 福岡支部	60,262
その他	924,856
合計	1,530,851

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
1,218,098	8,061,163	7,748,410	1,530,851	83.5	62.2

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

貯蔵品

区分	金額(千円)
貯蔵品	
切手等	761
制服	526
その他	419
合計	1,706

差入保証金

区分	金額(千円)
三井不動産ビルマネジメント(株)	33,121
住友不動産(株)	23,218
野村不動産パートナーズ(株)	5,345
その他	113,366
合計	175,051

未払金

区分	金額(千円)
未払給与	278,348
天満年金事務所	123,654
オートマネジメントサービス(株)	18,707
その他	100,555
合計	521,266

預り金

区分	金額(千円)
天満年金事務所	149,526
源泉所得税	39,255
住民税	9,234
その他	9,417
合計	207,433

未払法人税等

区分	金額(千円)
住民税	63,510
法人税	80,713
事業税	29,174
合計	173,398

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)	1,802,276	3,748,113	5,829,265	8,024,732
税引前四半期(当期)純利益金額 (千円)	74,388	147,912	336,847	577,133
四半期(当期)純利益金額 (千円)	22,901	47,527	152,011	315,608
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	1.76	3.66	11.70	24.29

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	1.76	1.90	8.04	12.59

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は電子公告とする。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 電子公告掲載URL http://www.nfield.co.jp
株主に対する特典	なし

(注) 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使できない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第14期(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日) 平成29年3月27日近畿財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第14期(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日) 平成29年3月27日近畿財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第15期第1四半期(自 平成29年1月1日 至 平成29年3月31日) 平成29年5月15日近畿財務局長に提出。

第15期第2四半期(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日) 平成29年8月14日近畿財務局長に提出。

第15期第3四半期(自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日) 平成29年11月14日近畿財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

平成29年3月29日近畿財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書

平成29年8月2日近畿財務局長に提出。

(5) 自己株券買付状況報告書

報告期間(自 平成29年5月1日 至 平成29年5月31日) 平成29年6月9日近畿財務局長に提出。

報告期間(自 平成29年6月1日 至 平成29年6月30日) 平成29年7月10日近畿財務局長に提出。

報告期間(自 平成29年7月1日 至 平成29年7月31日) 平成29年8月10日近畿財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当する事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年3月23日

株式会社N・フィールド
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	辻	内	章
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	田	信之

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社N・フィールドの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社N・フィールドの平成29年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社N・フィールドの平成29年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社N・フィールドが平成29年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。